

第3次

大崎市男女共同参画推進基本計画アクションプラン

(令和2年度事業進捗状況調査報告書)



令和3年11月

宮城県大崎市

は　じ　め　に

大崎市は、「すべての人が、その性別にかかわりなく一人の人間として大切にされ、一人ひとりが個性豊かに生きることができる大崎市」を築くため、平成20年4月に大崎市男女共同参画推進基本条例（以下、「条例」という。）を制定しました。

この条例に基づき、男女共同参画の推進に関し、総合的かつ計画的な施策の展開を図るため、平成31年3月に第3次大崎市男女共同参画推進基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会」の実現を目指すこととしております。

また、基本計画の実現に向けて、市が取り組む事業を具体的・効率的に進めるため、平成31年3月に第3次大崎市男女共同参画推進基本計画アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）を策定しました。

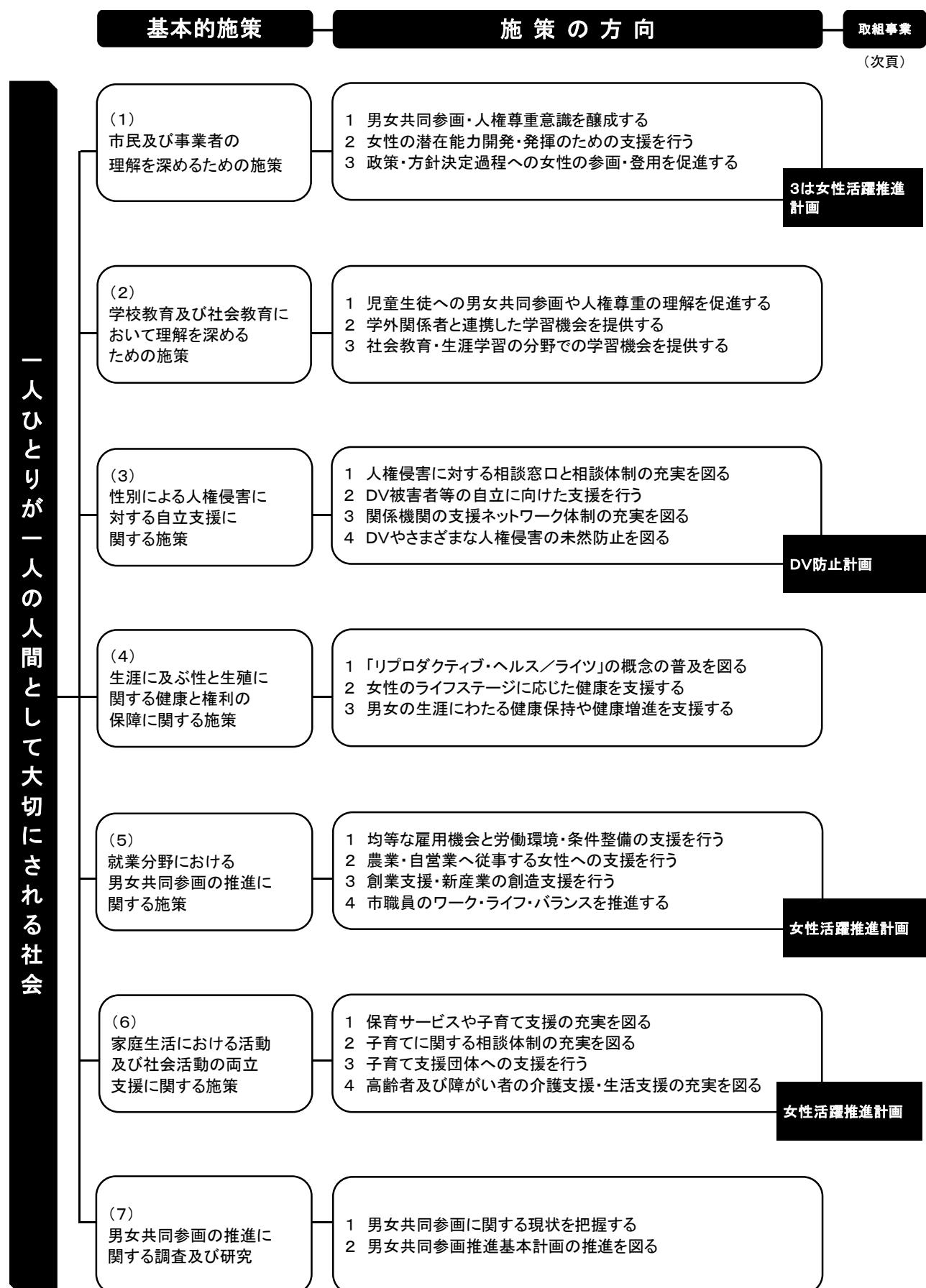
アクションプランは、基本計画で定めた79の取組事業について、目指すべき施策の方向に対する実績と課題を把握するため、実施状況の調査を毎年度行います。そのうち主要事業と位置づけた31事業（実数27事業）については、取り組みの達成度を測るための成果指標や、施策を取り巻く状況を把握するための参考指標を設定して、進捗状況の効率的な進行管理を行います。

アクションプランでは、取組事業ごとに事業推進課による自己検証と評価を行うとともに、庁内組織での内部検証や大崎市男女共同参画推進審議会による外部検証と評価を行い、その結果を年次報告書として毎年度公表するとともに、次年度以降の取組事業に反映させながら進行管理をしていきます。

目 次

第3次大崎市男女共同参画推進基本計画の体系	1
取組事業の事業概要	4
1 アクションプランの基本的事項	
(1) アクションプランの趣旨	9
(2) アクションプランの期間	9
(3) 検証・評価・推進体制	9
2 男女共同参画プロジェクトの基本的事項	
(1) プロジェクトの趣旨	11
(2) プロジェクトの期間	11
(3) プロジェクトの実施体制	11
(4) 検証・評価・推進体制	11
3 アクションプランの進捗状況調査結果	
(1) 事業推進課別集計表	12
(2) 施策の方向別集計表	13
(3) 数値目標達成状況一覧	16
(4) 取組事業の実施状況	19
(5) アクションプラン個票	
1. 市民及び事業者の理解を深めるための施策	26
2. 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	36
3. 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	46
4. 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	56
5. 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	64
6. 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	72
7. 男女共同参画の推進に関する調査及び研究	78
男女共同参画プロジェクトの実施状況	80
4 大崎市男女共同参画推進審議会の意見	
• 令和2年度大崎市男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の 事業評価について（答申）	82

第3次大崎市男女共同参画推進基本計画の体系



基本的
施策

施策の方向

(1)~(79)

取組事業

※複数の施策への重複あり

事業推進課

基本的
施策1

市民
及
び
事
業
者
の
理
解
を
深
め
る
た
め
の
施
策

- 1 男女共同参画・人権尊重意識を醸成する
- (1) 各種メディア等による男女共同参画推進意識の啓発 【主要事業】
(2)若い世代や男性に向けた啓発
- 2 女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う
- (3)女性コーディネーター養成講座「大崎塾」の実施 【主要事業】
(4)女性セミナーなど女性教育事業の実施 ((19)再掲)
(5)女性団体との連携事業の実施
(6)市消防団への女性団員加入促進と育成 【主要事業】
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する
- (7)審議会等委員への女性登用の促進 【主要事業】
(8)女性人材リスト事業の実施
(9)一日女性農業委員会の開催
(10)女性職員のキャリア形成の促進 【主要事業】((58)再掲)

男女共同参画推進室

男女共同参画推進室

男女共同参画推進室

中央公民館・基幹公民館

男女共同参画推進室

防災安全課

男女共同参画推進室

男女共同参画推進室

農業委員会

人財育成課

基本的
施策2

学校
教
育
及
び
社
会
教
育
に
お
い
て

- 1 児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する
- (11)人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実 【主要事業】
(12)学習指導要領に基づく生命と性に関する教育の充実
(13)教職員・保護者等への男女共同参画に関する理解の促進
- 2 学外関係者と連携した学習機会を提供する
- (14)中高生を対象としたデータDV予防学習会の実施 【主要事業】((36再掲)
(15)中小学生への生命と性に関する学習機会の提供 【主要事業】((41)再掲)
(16)小中学校の児童生徒・保護者への健康教育 ((46)再掲)
(17)学校保健委員会への参加 ((47)再掲)
- 3 社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する
- (18)通学合宿など青少年の生活体験事業の実施 【主要事業】
(19)女性セミナーなど女性教育事業の実施 ((4)再掲)
(20)地域づくりリーダー養成講座の実施 【主要事業】
(21)生涯学習出前講座実施メニューの充実

学校教育課

学校教育課

学校教育課

男女共同参画推進室

男女共同参画推進室

健康推進課

健康推進課

中央公民館・基幹公民館

中央公民館・基幹公民館

中央公民館

生涯学習課

基本的
施策3

性
別
に
よ
る
人
権
侵
害
に
対
す
る
自
立
支
援
に
関
す
る
施
策

- 1 人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る
- (22)男女共同参画相談体制の充実 【主要事業】
(23)フェミニストカウンセリングの実施
(24)婦人保護相談体制の充実 【主要事業】
(25)人権擁護委員連絡協議会と連携した相談・啓発活動の実施
(26)地域包括支援センターと連携した相談体制の充実 【主要事業】((73)再掲)
(27)相談窓口の周知と相談に関する情報提供
- 2 DV被害者等の自立に向けた支援を行う
- (28)DV被害者の安全確保に関する支援 【主要事業】
(29)一時避難体制の充実
(30)ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知 ((68)再掲)
(31)住民基本台帳の閲覧制限などDV被害者等情報の保護
(32)DV被害者等の市営住宅抽選優遇の措置
- 3 関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る
- (33)府内の各種相談窓口の連携の強化 【主要事業】
(34)府内外の関係機関との連携の充実
(35)高齢者虐待防止等ネットワーク推進会議の実施
- 4 DVやさまざまな人権侵害の未然防止を図る
- (36)中高生を対象としたデータDV予防学習会の実施 【主要事業】((14)再掲)
(37)市民を対象としたDV予防研修会の実施
(38)多様な性のあり方についての理解促進
(39)大崎市メール配信サービスによる不審者情報提供

男女共同参画推進室

男女共同参画推進室

子育て支援課

市政情報課

高齢介護課

男女共同参画推進室

子育て支援課

男女共同参画推進室

子育て支援課

市民課

建築住宅課

男女共同参画推進室

子育て支援課

高齢介護課

男女共同参画推進室

男女共同参画推進室

男女共同参画推進室

防災安全課

基本的
施策4

健
康
生
涯
と
権
利
の
保
障
に
及
ぶ
性
と
生
殖
に
関
す
る
施
策

1 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る		
(40) 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の普及啓発活動の実施 【主要事業】	男女共同参画推進室	
(41) 小中学生への生命と性に関する学習機会の提供 【主要事業】((15)再掲)	男女共同参画推進室	
2 女性のライフステージに応じた健康を支援する		
(42) 妊産婦への訪問や育児相談など母子保健事業の実施 【主要事業】	健康推進課	
(43) 経済的な困難者への助産施設入所の支援	子育て支援課	
(44) 女性のがん検診受診の啓発 【主要事業】	健康推進課	
3 男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する		
(45) 各種健康教育・健康増進教室の実施 【主要事業】	健康推進課	
(46) 小中学校の児童生徒・保護者への健康教育 ((16)再掲)	健康推進課	
(47) 学校保健委員会への参加 ((17)再掲)	健康推進課	
(48) 健康相談事業の実施	健康推進課	

基本的
施策5

就
業
分
野
推
進
に
お
け
る
男
女
共
同
参
画
の
施
策

1 均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う		
(49) 男女均等な採用選考ルールやハラスメント対策などの周知	産業商工課	
(50) ワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援制度の普及 【主要事業】	産業商工課	
2 農業・自営業へ従事する女性への支援を行う		
(51) 直売所団体等が行う活動への支援	観光交流課	
(52) 農産加工クラブ開放講座への支援 【主要事業】	農林振興課	
(53) アグリビジネス創出事業等による6次産業化の推進	農林振興課	
(54) 女性農業者等に対する研修会や交流会への参加促進	農林振興課	
3 創業支援・新産業の創造支援を行う		
(55) 潜在的労働力をIT人材として育成するための支援	産業商工課	
(56) 創業支援機関等と連携した起業支援 【主要事業】	産業商工課	
4 市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する		
(57) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた職場環境づくり 【主要事業】	人財育成課	
(58) 女性職員のキャリア形成の促進 【主要事業】((10)再掲)	人財育成課	

基本的
施策6

家
庭
生
活
に
お
け
る
活
動
及
び
社
会
活
動
の
施
策

1 保育サービスや子育て支援の充実を図る		
(59) 多様な保育サービスの提供 【主要事業】	子ども保育課	
(60) 一時預かり事業など各種特別保育事業の実施	子ども保育課	
(61) 市立幼稚園での一時預かり事業の実施	学校教育課	
(62) 私立幼稚園での一時預かり事業の支援	子ども保育課	
(63) 放課後児童クラブの実施 【主要事業】	子育て支援課	
(64) ファミリーサポート事業の実施	子育て支援課	
2 子育てに関する相談体制の充実を図る		
(65) 家庭児童相談支援体制の充実	子育て支援課	
(66) 要保護児童対策ネットワークの充実	子育て支援課	
(67) 子育て支援センターでの育児相談や情報提供 【主要事業】	子育て支援課	
(68) ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知 ((30)再掲)	子育て支援課	
3 子育て支援団体への支援を行う		
(69) 子育て支援サークルの育成とネットワークへの支援	子育て支援課	
(70) 学童保育運営団体への支援	子育て支援課	
4 高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る		
(71) 介護予防サービスや介護サービスの充実	高齢介護課	
(72) 生活支援サービスの充実	高齢介護課	
(73) 地域包括支援センターと連携した相談体制の充実 【主要事業】((26)再掲)	高齢介護課	
(74) 障害福祉サービスや障がい児支援の充実	社会福祉課	

基本的
施策7

調
査
及
び
研
究
の
施
策

1 男女共同参画に関する現状を把握する		
(75) 男女共同参画推進の現状についての各種調査と情報収集	男女共同参画推進室	
(76) 男女共同参画推進についての研究	男女共同参画推進室	
2 男女共同参画推進基本計画の推進を図る		
(77) 第3次男女共同参画推進基本計画の進行管理	男女共同参画推進室	
(78) 基本計画の取組事業進捗状況の評価・検証	男女共同参画推進室	
(79) 男女共同参画プロジェクトの推進 【主要事業】	男女共同参画推進室	

取組事業の事業概要

基本的 施策	主要 事業 番号	取組事業名	事業概要（具体的な取組内容）	事業推進課
(1) 市民及び事業者の理解を深めるための施策	施策の方向1 男女共同参画・人権尊重意識を醸成する			
	○ (1)	各種メディア等による男女共同参画推進意識の啓発	①各種メディアによる情報発信 ②学習会やイベント等の開催 ③啓発用品・資料配布による周知	男女共同参画推進室
	○ (2)	若い世代や男性に向けた啓発	性別による役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制などの働き方について、若い世代や男性の立場・視点から理解を深めるよう情報発信や啓発を行う。	男女共同参画推進室
	施策の方向2 女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う			
	○ (3)	女性コーディネーター養成 講座「大崎塾」の実施	①講座の実施 ②講座参加者の活動促進	男女共同参画推進室
	○ (4)	女性セミナーなど女性教育事業の実施 ((19)再掲)	女性としての知識と教養を高めること、また、参加者同士の交流を図るとともに、心豊かな生きがいのある生活に寄与するため、毎年、テーマをもって各種女性セミナーの充実を図る。	中央公民館・基幹公民館
	○ (5)	女性団体との連携事業の実施	女性団体に情報提供を行い、団体活動の活発化を支援する。女性団体に向けた各種情報提供のほか、女性団体と連携して市民に対する啓発活動を行う。女性団体と市長との懇談会の場を支援する。	男女共同参画推進室
	○ (6)	市消防団への女性団員加入促進と育成	①女性団員が活躍できる場の提供 ②広報誌、ウェブサイトへの掲載、啓発用品配布による周知	防災安全課
	施策の方向3 政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する			
	○ (7)	審議会等委員の女性登用促進	市の審議会等委員の選任について、男女比率に配慮した構成となるよう公募委員の追加や資格要件の緩和を検討するなど、積極的改善措置を講じるよう改選時期前に各課に働きかける。	男女共同参画推進室
(2) 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	○ (8)	女性人材リスト事業の実施	市の審議会委員や、研修会・講座の講師として活動を希望する女性を各課へ紹介する体制として、女性人材リストを整備する。	男女共同参画推進室
	○ (9)	一日女性農業委員会の開催	魅力ある農業や地域づくりのため活動されている女性の方々と、将来の農村社会の担い手候補である、農業系の学科のある高等学校の女子生徒を一日女性農業委員に委嘱し、本市農業振興に向けた意見をいただくことを目的に、一日女性農業委員会を開催する。	農業委員会
	○ (10)	女性職員のキャリア形成の促進 ((58)再掲)	①キャリア形成支援 ②能力適性を重視した女性職員の管理職への登用	人財育成課
	施策の方向1 児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する			
	○ (11)	人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実	①道徳科において小学校では「相互理解」「公正・公平」、中学校では「相互理解」「社会参画」「集団生活の充実」などの価値・道徳を重視し、人と人との関わり方や、個人の悩みに関する意識調査を各学校で実施する。 ②男女共同参画に関し、学外関係者と連携した授業やPTA研修会を各学校で実施する。	学校教育課
	○ (12)	学習指導要領に基づく生命と性に関する教育の充実	小・中学校の児童や生徒に生命と性に関する学習の実施を支援する。	学校教育課
	○ (13)	教職員・保護者等への男女共同参画に関する理解の促進	個々人の得意分野をより発揮できるよう職務上の分掌(PTAの分担)を割り振っていく。また、チームを組んで互いの良さに気付けるようにしていく。	学校教育課
	施策の方向2 学外関係者と連携した学習機会を提供する			
	○ (14)	中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施 ((36)再掲)	①市内中学校：各中学校が実施する学習会への講師派遣と情報提供 ②市内高等学校：県主催のデートDV防止講座への応募促進と情報提供 ③中高生を取り巻く関係者への理解促進	男女共同参画推進室
	○ (15)	小中学生への生命と性に関する学習機会の提供 ((41)再掲)	関係機関と連携し、小学生・中学生を対象に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する学習の機会を提供する。 中学生については、デートDV予防学習会（事業番号14）の中で、性・生命の大切さを中心とした内容を取り入れ実施し、小学生については、学習内容、学習機会の提供方法も含め検討していく。	男女共同参画推進室
	○ (16)	小中学校の児童生徒・保護者への健康教育 ((46)再掲)	学校や教育委員会と連携し、健全な母性・父性の育成を目的に思春期への健康教育を行う。 健康教育を実施し、思春期における体や心の変化や妊娠・出産について理解を深める。	健康推進課
	○ (17)	学校保健委員会への参加 ((47)再掲)	学校保健委員会に対し積極的な参加要請があり、その場面を活用し、健康づくりに関しての啓発を実施する。	健康推進課

基本的 施策	主要 事業 番号	事業名	事業概要（具体的な取組内容）	事業推進課
施策の方向3 社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する				
(2) 理学 解校 を教 深育 め及 びた 社会 の教 施設 に お いて	○ (18)	通学合宿など青少年の生活体験事業の実施	①松山地域「合宿通学」3泊4日／松山体育研修センター ②鹿島台地域「チャレンジスクール」3泊4日／鹿島台学童農園 ③田尻地域「ロマンスクール」3泊4日／ロマン館	中央公民館・ 基幹公民館
	(19)	女性セミナーなど女性教育事業の実施 ((4)再掲)	((4)再掲)	中央公民館・ 基幹公民館
	○ (20)	地域づくりリーダー養成講座の実施	公民館職員や地域づくり委員会役員等の研修会や講習会を通じて話し合いの場づくりの工夫、公民館の地域運営に関するノウハウやコミュニケーション及びプレゼンテーション能力を高め、持続可能な地域運営に関する手法を学習する。研修内容については各地域の実情を考慮し、研修対象者のレベルに対応した研修会を毎年内容を検討し開催する。	中央公民館
	(21)	生涯学習出前講座実施メニューの充実	行政の取り組みや情報、学習資源を出前講座として実施しているが、市民の多様化・高度化するニーズに対応した実施メニューを提供する。	生涯学習課
施策の方向1 人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る				
(3) 性別 による 人権 侵害 に 対 する 自立 支 援 に 関 す る 施 策	○ (22)	男女共同参画相談体制の充実	①男女共同参画相談室「Withおおさき」を設置し、常設相談室による電話、面接相談を実施する。 ②相談員のスキルアップを図るため、県・関係団体等主催の研修等へ参加し、知識や技術、情報を取得し、相談対応力を向上させる。	男女共同参画 推進室
	(23)	フェミニストカウンセリングの実施	相談室において、専門のカウンセラーによるフェミニストカウンセリングを月2回実施する。	男女共同参画 推進室
	○ (24)	婦人保護相談体制の充実	①さまざまな困難事例に対応できるよう、研修に多く参加し、相談員のスキルアップを図る。 ②婦人保護に関する関係機関と情報共有しながら、支援体制を構築する。	子育て支援課
	(25)	人権擁護委員連絡協議会と連携した相談・啓発活動の実施	人権擁護委員連絡協議会の定例相談において、差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を実施する。「人権週間」と定められた週には、有機的、総合的に啓発活動を行う。	市政情報課
	○ (26)	地域包括支援センターと連携した相談体制の充実 ((73)再掲)	①相談体制の充実 ②地域包括支援センターとの連携強化	高齢介護課
	(27)	相談窓口の周知と相談に関する情報提供	リーフレット、啓発用品等を作成配布し相談室の周知を図る。相談室のウェブサイトを活用し、相談に関する情報を提供する。	男女共同参画 推進室
	施策の方向2 DV被害者等の自立に向けた支援を行う			
	○ (28)	DV被害者の安全確保に関する支援	相談内容により一時保護が必要な場合には宮城県女性センター等へ入所措置をする。関係機関（保護施設、警察等）と連携し、加害者から遠ざけ危害が及ばないように安全を確保するとともに、被害者の自立に向けたサポートを行う。	子育て支援課
	(29)	一時避難体制の充実	DV等により心身に危害を加えられた女性等が、一時的に避難する意思を有する場合に、NPO等と連携を図りながら、支援する体制及び施設を充実する。	男女共同参画 推進室
	(30)	ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知 ((68)再掲)	母子父子自立支援員による生活・就業相談等を実施し、ひとり親家庭に必要な情報の提供を図る。	子育て支援課
	(31)	住民基本台帳の閲覧制限などDV被害者等情報の保護	DV等被害者の方を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住民基本台帳法（以下「法」という。）第11条、第11条の2）、住民票の写し等の交付（法第12条、第12条の2、第12条の3）及び戸籍の附票の写しの交付（法第20条）について、不当な目的により利用されることを防止する。	市民課
	(32)	DV被害者等の市営住宅抽選優遇の措置	配偶者からの暴力被害者について、市営住宅入居の際の抽選優遇を行う。	建築住宅課

基本的 施策	主要 事業 番号	取組事業名	事業概要（具体的な取組内容）	事業推進課
施策の方向3 関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る				
(3) 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	○ (33)	府内の各種相談窓口の連携の強化	DV対策庁内ネットワーク会議を開催し、市役所内の関係課が共通認識を持って情報を共有し、常に連携できる体制を備える。(研修会、定例会議)	男女共同参画推進室
	(34)	府内外の関係機関との連携の充実	警察署、児童相談所、市関係機関との連絡を密にし、DV被害者に寄り添い支援を行う。離婚を望んでいる場合は女性センターが、望んでいない場合は市が支援を行う。子供がいる、あるいは借金がある場合は児童相談所、市政情報課と連携を図る。 要保護児童対策地域協議会における実務者会議、個別支援会議等を開催し、また児童相談所、主任児童委員との情報交換を行い、子ども虐待防止対策を行う。	子育て支援課
	(35)	高齢者虐待防止等ネットワーク推進会議の実施	高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関等との連携を強化する。 高齢者の権利擁護に関する機関や団体と連携し、相談体制の充実を図る。 相談数と対応状況の分析を行い、虐待の現状と今後の方針について検討する。	高齢介護課
施策の方向4 DVやさまざまな人権侵害の未然防止を図る				
(3) 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	○ (36)	中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施 ((14)再掲)	((14)再掲)	男女共同参画推進室
	(37)	市民を対象としたDV予防研修会の実施	市民または民生・児童委員等の支援者を対象にDV予防研修会を実施する。	男女共同参画推進室
	(38)	多様な性のあり方についての理解促進	多様な性のあり方について、市民の理解を深め、当事者にとっても暮らしやすい大崎市をめざし、情報発信や普及啓発を行う。	男女共同参画推進室
	(39)	大崎市メール配信サービスによる不審者情報提供	警察・教育委員会等からの情報提供を受け、メール配信サービスの登録者宛てに、不審者の情報提供を行い、注意喚起を行う。	防災安全課
施策の方向1 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る				
(4) 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	○ (40)	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の普及啓発活動の実施	①府内推進委員会等で「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康・権利)について学習会を開催する。 ②関係機関と連携し、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」について情報を収集し、啓発を行う。	男女共同参画推進室
	(41)	小中学生への生命と性に関する学習機会の提供 ((15)再掲)	((15)再掲)	男女共同参画推進室
施策の方向2 女性のライフステージに応じた健康を支援する				
(4) 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	○ (42)	妊娠婦への訪問や育児相談など母子保健事業の実施	①母子健康手帳交付と交付時の健康相談 ②パパママ講座・プレママ料理教室の実施 ③妊娠婦・新生児訪問指導 ④離乳食教室・育児相談事業 ⑤母親の心の健康支援事業	健康推進課
	(43)	経済的な困窮者への助産施設入所の支援	異常分娩の恐れ、妊娠中の胎児又は母体に異常があるとき、環境的に安全分娩が認められないときに助産制度を利用し安全な分娩を支援する。	子育て支援課
	○ (44)	女性のがん検診受診の啓発	①がん検診推進事業において、特定の年齢の人に検診のお知らせと受診票のほかに、無料クーポン券、検診手帳を配布する。 ②受診者を増やすために、申し込みの呼びかけのチラシを作成し、保健推進員等の協力をもらい全世帯への配布や声掛けを行う。 ③精密検査に該当した人については、精密検査受診を促し、疾病の早期発見・早期治療につなげる。	健康推進課
施策の方向3 男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する				
(4) 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	○ (45)	各種健康教育・健康増進教室の実施	①健康増進教室 ②地区健康教室 ③健康手帳作成事業	健康推進課
	(46)	小中学校の児童生徒・保護者への健康教育 ((16)再掲)	((16)再掲)	健康推進課
	(47)	学校保健委員会への参加 ((17)再掲)	((17)再掲)	健康推進課
	(48)	健康相談事業の実施	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行い家庭における健康管理ができるよう地区健康相談、生活習慣相談を実施する。	健康推進課

基本的 施策	主要 事業 番号	事業 名	事業概要 (具体的な取組内容)	事業推進課
施策の方向1 均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う				
(5) 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	(49)	男女均等な採用選考ルールやハラスメント対策などの周知	①事業主へのチラシ配布等情報提供 市内の各事業主に対し、セクハラ防止のチラシを配布し、男女の違いを考慮したきめ細やかな雇用対策を支援する。 ②採用等の格差是正についての周知 企業訪問時に関係法令などを周知し、採用等の格差是正について働きかけを行う。 ③会議等開催時の周知 未来産業創造おおさきや大崎市工業会等の地域の企業の代表が一堂に会する総会時等において、チラシ等による情報提供を実施する。	産業商工課
	(50)	ワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援制度の普及	①企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組の啓発・促進 ②広報、ウェブサイトによる周知	産業商工課
施策の方向2 農業・自営業へ従事する女性への支援を行う				
(5) 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	(51)	直売所団体等が行う活動への支援	イベント開催等での直売所開設場所など支援を行う。	観光交流課
	(52)	農産加工クラブ開放講座への支援	大崎市内の一般市民を対象に農産加工技術の普及や、農産物を加工することの喜びを感じ、伝統的な食品加工技術である「もち料理」や「味噌」などの発酵食などの食文化を指導・伝承するため開放講座の運営や場所の提供等を支援する。	農林振興課
	(53)	アグリビジネス創出事業等による6次産業化の推進	米や野菜の一次産品への付加価値を創出する中小規模の農産加工や農産物直売所、農家レストラン等の施設整備を支援し、アグリビジネスの創出と6次産業化をすすめる。	農林振興課
	(54)	女性農業者等に対する研修会や交流会への参加促進	女性農業者の参加を呼びかけ、女性同士のつながりや意識の向上につなげる。	農林振興課
施策の方向3 創業支援・新産業の創造支援を行う				
(5) 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	(55)	潜在的労働力をIT人材として育成するための支援	市民向けITセミナーを開催し、主に育児などの事情で就労意欲があるにもかかわらず就労できない方に対して、テレワーク等の「新しい働き方」を周知啓発し、IT人材として育成する。また、育成されたIT人材を人手不足に悩む地場産業とマッチングさせる体制を構築する。	産業商工課
	(56)	創業支援機関等と連携した起業支援	「おおさきワーキングスペース alata（アラタ）」を設置。円滑な運営による交流の場・拠点づくりを推進しながら、創業支援機関である商工会議所・商工会及び金融機関等と連携し、起業支援体制を強化する。	産業商工課
施策の方向4 市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する				
(5) 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	(57)	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた職場環境づくり	①時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得推進 ②男性職員の育児休業、特別休暇の取得促進	人財育成課
	(58)	女性職員のキャリア形成の促進 ((10)再掲)	((10)再掲)	人財育成課
施策の方向1 保育サービスや子育て支援の充実を図る				
(6) 家庭生活支援における活動施設及び社会活動の両立	(59)	多様な保育サービスの提供	①公立保育所・私立保育所・認定こども園・地域型保育施設にて、通常保育、障がい児保育、病児保育、病後児保育、アレルギー除去食の提供を実施。 ②延長保育事業の実施	子ども保育課
	(60)	一時預かり事業など各種特別保育事業の実施	待機児童の解消に努め、特別保育事業（一時預かり保育）、保育サービス等の充実を行う。一時預かり事業・緊急・一時的に預かり保育が必要となった児童に対して、保護者に代わって保育する事業を実施する。	子ども保育課
	(61)	市立幼稚園での一時預かり事業の実施	緊急一時に預かり保育が必要となった園児に対して、保護者に代わって保育を行う。	学校教育課
	(62)	私立幼稚園での一時預かり事業の支援	県の確認を受けた私立幼稚園や認定こども園の幼稚園部門において、教育時間後や長期休業日に保護者に代わり児童を預かる事業の支援を行う。	子ども保育課
	(63)	放課後児童クラブの実施	放課後に留守家庭となる児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、家庭にかわる安全で安心な居場所として実施する。	子育て支援課
	(64)	ファミリーサポート事業の実施	「子育ての手伝いを依頼する会員」「子育ての手伝いを提供できる会員」が相互援助活動を提供する会員登録制の事業を実施する。	子育て支援課

基本的 施策	主要 事業 番号	取組事業名	事業概要（具体的な取組内容）	事業推進課
(6) 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	施策の方向2 子育てに関する相談体制の充実を図る			
	(65)	家庭児童相談支援体制の充実	家庭児童相談員による児童の養育に関する問題、悩み等の相談に応じて適切な助言指導を行う。	子育て支援課
	(66)	要保護児童対策ネットワークの充実	要保護児童対策地域協議会において実務者会議等を開催する。児童相談所、主任児童委員との情報交換を行い児童虐待防止に努める。	子育て支援課
	○ (67)	子育て支援センターでの育児相談や情報提供	①各子育て支援センター（7地域）相談受付 ②子育て親子の交流の場の提供	子育て支援課
	(68)	ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知（(30)再掲）	((30)再掲)	子育て支援課
	施策の方向3 子育て支援団体への支援を行う			
	(69)	子育て支援サークルの育成とネットワークへの支援	①子育てネットワークの支援として、新たなサークル立ち上げの協力や、入会希望者の仲介等を行う。ネットワーク会議を開催する。 ②子育てサークルへの支援として、ホームページ上や紙媒体での各サークル紹介の場を提供する。	子育て支援課
	(70)	学童保育運営団体への支援	市内の小学校に在学する「留守家庭児童」等を対象とした放課後児童健全育成事業を実施する。	子育て支援課
	施策の方向4 高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る			
	(71)	介護予防サービスや介護サービスの充実	高齢者が自ら介護予防活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施される地域社会の構築を目指し、介護予防の知識の普及啓発や高齢者の集いなどの取組みを育成、支援する。また、介護を必要とする高齢者が可能な限り在宅での生活ができるように、日常生活圏域における介護サービス基盤の整備状況を踏まえながら、居宅サービスの充実を図る。	高齢介護課
(7) 男女共同参画の推進に関する調査及び研究	(72)	生活支援サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域において、いつまでも安心して生活を継続することができるよう生活支援サービスの充実を図り、高齢者とその家族の日常生活の継続を支援する。	高齢介護課
	○ (73)	地域包括支援センターと連携した相談体制の充実 ((26)再掲)	((26)再掲)	高齢介護課
	(74)	障害福祉サービスや障がい児支援の充実	障がい者や障がい児が、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行う。	社会福祉課
	施策の方向1 男女共同参画に関する現状を把握する			
	(75)	男女共同参画推進の現状についての各種調査と情報収集	国・県等の依頼による各種調査を実施し、調査結果等情報収集を図る。	男女共同参画推進室
	(76)	男女共同参画推進についての研究	国・県・他の市町村等の取組状況等を調査しながら情報収集を図り、取り組むべき事業について研究する。	男女共同参画推進室
施策の方向2 男女共同参画推進基本計画の推進を図る				
	(77)	第3次男女共同参画推進基本計画の進行管理	市民意識調査等により、市民意識の変化を見極めながら施策展開のための研究を行い、必要に応じて計画の見直し、改正を行う。	男女共同参画推進室
	(78)	基本計画の取組み事業進捗状況の評価・検証	取組み事業（アクションプラン）の進捗状況を府内推進委員会で調査・検討し、府内推進本部にて内容を協議、その後審議会へ諮問し審議することにより、進捗調査による事業管理を行う。	男女共同参画推進室
	○ (79)	男女共同参画プロジェクトの推進	プロジェクト・チームを設置し、関係課の連携のもとで具体的な実践項目の調査・研究及び企画・立案を行い、事業を実践する。 【生命を守るプロジェクト（継続プロジェクト）】 【宝をつなぐプロジェクト（新規プロジェクト）】	男女共同参画推進室

主 要 事 業
計 27 事業

1 アクションプランの基本的事項

(1) アクションプランの趣旨

このアクションプランは、平成31年3月に策定した第3次大崎市男女共同参画推進基本計画（以下「本計画」という。）に基づき、一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会「男女共同参画社会」の実現に向けて、市が取り組む事業を具体的・効率的に進めるためのプランです。

本計画で定めた79の取組事業は、目指すべき施策の方向に対する実績と課題を把握するため、実施状況について毎年度調査を行います。そのうち主要事業と位置づけた31事業（実数27事業）については、計画期間中のアクションプラン個票を作成し、数値目標として取組の達成度を測るための成果指標や、施策を取り巻く状況を把握するための参考指標を設定して、進捗状況の効率的な進行管理を行います。

(2) アクションプランの期間

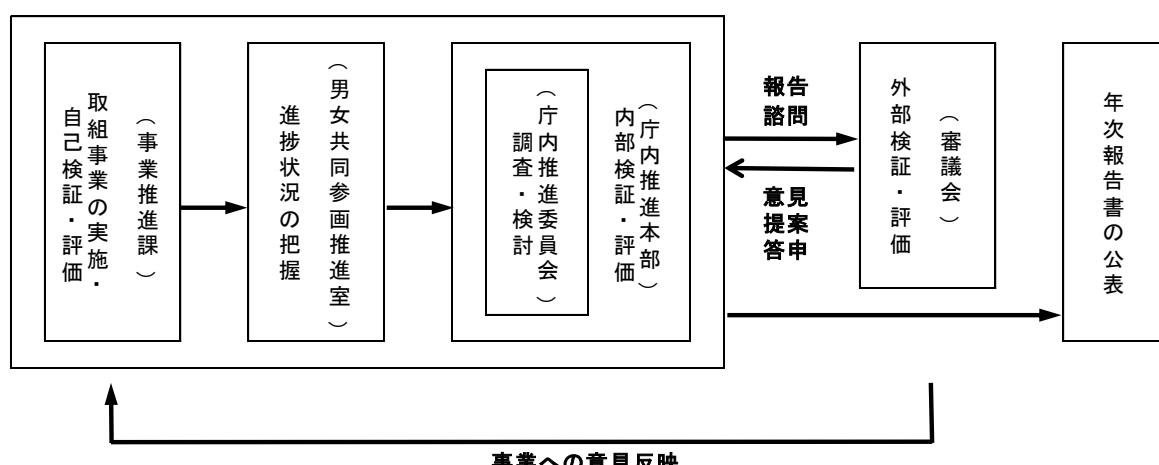
本計画の期間と同様に、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間とします。取組事業の具体的な内容やアクションプラン個票で設定した数値目標などについては、本計画の中間に状況確認を行い、社会情勢や法制度の変更、国・県の動向などに応じて必要な見直しを行います。

(3) 検証・評価・推進体制

取組事業ごとに事業推進課による自己検証と評価を行うとともに、府内組織での内部検証や大崎市男女共同参画推進審議会による外部検証と評価を行います。その過程では、必要に応じて事業推進課とヒアリングや意見交換の機会を設け、目標数値の達成度だけでは測れない事業全体の実施状況や課題の把握に努めます。

なお、取組事業の検証・評価は基本的施策別に総合的に行うほか、主要事業については個別に行い、その結果を年次報告書として毎年度公表するとともに、次年度以降の取組事業に反映させながら進行管理をしていきます。

アクションプランの検証から公表の流れ



【大崎市男女共同参画推進審議会】（審議会）

市民、各種団体、学識経験者を構成員とする市の附属機関で、男女共同参画の推進に関する計画その他重要事項を審議する第三者機関です。市長の諮問に応じ、施策の実施状況やアクションプランの進捗状況の確認、検証・評価の妥当性を審議し、今後の施策の推進について答申を行います。

【大崎市男女共同参画庁内推進本部】（庁内推進本部）

市の部長級の職員等で構成している組織で、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ円滑に推進するため、施策の企画及び推進、総合調整などについて協議します。事業推進課が実施した取組事業等について、庁内推進委員会が行った調査・検討内容をもとに、審議会への諮問事項等について市の最終意思決定を行います。

【大崎市男女共同参画庁内推進委員会】（庁内推進委員会）

市職員のうちから市長が任命する委員で構成する庁内推進本部内の組織で、庁内推進本部の目的を達成するため、必要な事項について調査・検討をします。事業推進課が作成した取組事業の実績と課題、アクションプラン個票の自己検証と評価について、調査を行います。

【事務局】

審議会及び本部会議の庶務は、市民協働推進部まちづくり推進課男女共同参画推進室において所掌し、庁内の関係課や関係機関との調整を行います。



（大崎市男女共同参画推進審議会）



（施策の実施状況の事業評価について答申）



（大崎市男女共同参画庁内推進本部会議）



（大崎市男女共同参画庁内推進委員会）

2 男女共同参画プロジェクトの基本的事項

(1) プロジェクトの趣旨

男女共同参画プロジェクトは、男女共同参画の視点から2部門以上にわたる新たな行政需要の解決を図るために、課の垣根を越えて横断的な事業を展開するものです。第2次基本計画から実施しており、縦割り組織に捉われない多様な視点と立場から企画運営を行っています。本計画では、2つのプロジェクトを掲げ、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

いのち 生命を守るプロジェクト（継続プロジェクト）

第2次基本計画で行ったプロジェクトを継続し、取組事業として「中高生を対象としたデートDV予防学習会」を中心に展開し、市民一人ひとりが暴力のない生命を大切にする社会の実現に取り組みます。

事業推進課・・・男女共同参画推進室

主な関係課・・・学校教育課、各小中学校、健康推進課

宝をつなぐプロジェクト（新規プロジェクト）

大崎市の多様な才能をもった市民、市内の豊かな地域資源や地域の力を「宝」として位置づけ、男女共同参画の視点でそれらの「宝」をつなぎ、市民一人ひとりがその持てる力を発揮できるような場の提供に努めます。

事業推進課・・・男女共同参画推進室

(2) プロジェクトの期間

令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間です。

プロジェクトの実践項目は、企画・立案から実践までの期間をおおむね1～2年程度とし、市民ニーズや事業効果を勘案して内容を見直しながら、事業を実施していきます。

(3) プロジェクトの実施体制

大崎市男女共同参画庁内推進委員に、専門知識を有する職員を加えたプロジェクト・チームを設置しています。プロジェクトごとに具体的な実践項目の企画・立案を行い、プロジェクト・チームは事業推進課や関係課とともに事業の実践に携わります。

(4) 検証・評価・推進体制

プロジェクトの検証・評価・推進体制は、実践項目の内容や期間に応じて、取組事業の検証・評価・推進体制の手法に準じて行います。

3 アクションプランの進捗状況調査結果

(1) 事業推進課別集計表

基本的施策

1. 市民及び事業者の理解を深めるための施策
2. 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策
3. 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
4. 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
5. 就業分野における男女共同参画の推進に関する政策
6. 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
7. 男女共同参画の推進に関する調査及び研究

取組事業：7つの基本的施策ごとに目指す方向を明らかにして、具体的な取組事業により施策を進めることとし毎年度事業の実績と課題を把握していきます。

主要事業：主要な事業については、計画期間中のアクションプラン個票を作成し、進捗状況の効率的な進行管理を行います。

(単位：事業)

事業推進課	基本的 施策 1		基本的 施策 2		基本的 施策 3		基本的 施策 4		基本的 施策 5		基本的 施策 6		基本的 施策 7		合 計		
	取組 事業	主要 事業	取組 事業	主要 事業													
人財育成課	1	1							1	1						2	2
防災安全課	1	1			1											2	1
市政情報課					1												1
男女共同参画推進室	6	3	2	2	7	2	1	1						5	1	21	9
社会福祉課											1						1
子育て支援課					4	2	1				7	2				12	4
子ども保育課										3	1					3	1
高齢介護課					2	1				2						4	1
健康推進課			2				4	3								6	3
市民課					1												1
農林振興課									3	1						3	1
産業商工課									4	2						4	2
観光交流課									1								1
建築住宅課					1												1
学校教育課			3	1							1					4	1
生涯学習課			1														1
中央公民館			1	1												1	1
中央公民館 基幹公民館	1		1	1												2	1
農業委員会	1																1
合 計	10	5	10	5	17	5	6	4	9	4	14	3	5	1	71	27	

※取組事業 79 事業のうち 8 事業、主要事業 31 事業のうち 4 事業は重複事業のため除く。

(2) 施策の方向別集計表

ア 配慮した項目の集計表（主要事業：27事業）

配慮した項目：事業の企画や実施にあたり男女共同参画の視点で配慮した項目（複数回答可）

- 1 企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
- 2 男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
- 3 事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢別、職種別等）
- 4 男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
- 5 一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

（単位：事業）

基本的 施 策	施策の方向	配慮した項目				
		1	2	3	4	5
基本的 施 策 1	1 男女共同参画・人権尊重意識を醸成する	1	1	1	1	1
	2 女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う			1	1	2
	3 政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する		1	2	1	
	小 計	1	2	4	3	3
基本的 施 策 2	1 児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する					1
	2 学外関係者と連携した学習機会を提供する	2	2	2	2	2
	3 社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する	1	1	2		
	小 計	3	3	4	2	3
基本的 施 策 3	1 人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る	2	2	3	3	
	2 DV被害者等の自立に向けた支援を行う					1
	3 関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る			1	1	
	4 DVやさまざまな人権侵害の未然防止を図る					
	小 計	2	2	4	5	
基本的 施 策 4	1 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る	1	1	1	1	
	2 女性のライフステージに応じた健康を支援する		1	2	1	
	3 男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する		1	1		
	小 計	1	3	4	2	
基本的 施 策 5	1 均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う					1
	2 農業・自営業へ従事する女性への支援を行う		1	1	1	
	3 創業支援・新産業の創造支援を行う		1			
	4 市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する					1
	小 計	2	1	2	1	
基本的 施 策 6	1 保育サービスや子育て支援の充実を図る		2	1		
	2 子育てに関する相談体制の充実を図る		1			
	3 子育て支援団体への支援を行う					
	4 高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る					
	小 計		3	1		
基本的 施 策 7	1 男女共同参画に関する現状を把握する					
	2 男女共同参画推進基本計画の推進を図る	1	1	1	1	1
	小 計	1	1	1	1	1
	合 計	8	16	19	15	8
配慮した項目の割合		12%	24%	29%	23%	12%

イ 達成度の集計表（主要事業：27事業）

達成度：令和2年度の実績／令和2年度の目標値（どれか1つを選択）

※ただし審議会にて評価訂正のあった事業については、再評価をしたもの

- A 実施できた（100%以上）
- B ある程度実施できた（70%以上）
- C ほとんど実施できなかった

(単位：事業)

基本的 施 策	施策の方向	達成度		
		A	B	C
基本的 施策 1	1 男女共同参画・人権尊重意識を醸成する		1	
	2 女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う		1	1
	3 政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する	1	1	
	小 計	1	3	1
基本的 施策 2	1 児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する	1		
	2 学外関係者と連携した学習機会を提供する		2	
	3 社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する	1		1
	小 計	2	2	1
基本的 施策 3	1 人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る	2	1	
	2 DV被害者等の自立に向けた支援を行う		1	
	3 関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る			1
	4 DVやさまざまな人権侵害の未然防止を図る			
	小 計	2	2	1
基本的 施策 4	1 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る		1	
	2 女性のライフステージに応じた健康を支援する		2	
	3 男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する		1	
	小 計		4	
基本的 施策 5	1 均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う		1	
	2 農業・自営業へ従事する女性への支援を行う		1	
	3 創業支援・新産業の創造支援を行う		1	
	4 市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する		1	
	小 計		4	
基本的 施策 6	1 保育サービスや子育て支援の充実を図る		2	
	2 子育てに関する相談体制の充実を図る		1	
	3 子育て支援団体への支援を行う			
	4 高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る			
	小 計		3	
基本的 施策 7	1 男女共同参画に関する現状を把握する			
	2 男女共同参画推進基本計画の推進を図る		1	
	小 計		1	
合 計		5	19	3
達成度の割合		19%	70%	11%

ウ 進捗状況の集計表（主要事業：27事業）

進捗状況：施策の方向に掲げた事業の進捗状況（どれか1つを選択）

※ただし審議会にて評価訂正のあった事業については、再評価をしたもの

- a 進んだ
- b 現状維持
- c 全く進んでいない（後退した）

(単位：事業)

基本的 施 策	施策の方向	進捗状況		
		a	b	c
基本的 施 策 1	1 男女共同参画・人権尊重意識を醸成する			1
	2 女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う			2
	3 政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する	1	1	
	小 計	1	4	
基本的 施 策 2	1 児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する	1		
	2 学外関係者と連携した学習機会を提供する		2	
	3 社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する	1		1
	小 計	2	2	1
基本的 施 策 3	1 人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る			3
	2 DV被害者等の自立に向けた支援を行う			1
	3 関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る			1
	4 DVやさまざまな人権侵害の未然防止を図る			
	小 計			5
基本的 施 策 4	1 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る			1
	2 女性のライフステージに応じた健康を支援する	1	1	
	3 男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する	1		
	小 計	2	2	
基本的 施 策 5	1 均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う			1
	2 農業・自営業へ従事する女性への支援を行う			1
	3 創業支援・新産業の創造支援を行う			1
	4 市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する	1		
	小 計	1	2	1
基本的 施 策 6	1 保育サービスや子育て支援の充実を図る	1	1	
	2 子育てに関する相談体制の充実を図る			1
	3 子育て支援団体への支援を行う			
	4 高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る			
	小 計	1	2	
基本的 施 策 7	1 男女共同参画に関する現状を把握する			
	2 男女共同参画推進基本計画の推進を図る			1
	小 計			1
	合 計	7	18	2
進捗状況の割合		26%	67%	7%

(3) 数値目標達成状況一覧（主要事業：27事業）

目標値：アクションプランに掲げる令和2年度目標値または予想値

達成度：令和2年度の実績／令和2年度の目標値

基本的施策	施策の方向	事業番号	数値化した項目	目標値 (予想値)	実績	達成度	事業推進課
1 市民及び事業者の理解を深めるための施策	①男女共同参画・人権尊重意識を醸成する	1	男女共同参画に関する啓発事業回数	28回	27回	96%	男女共同参画推進室
			男女共同参画に関する啓発事業参加人数	1,800人	1,487人	82%	
			各種啓発用品・資料配布数	3,000枚	700枚	23%	
	②女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う	3	大崎塾参加者数	30人	11人	36%	男女共同参画推進室
			受講者の人材リスト登録者数	5人	2人	40%	
		6	大崎市消防団女性団員数	17人	14人	82%	防災安全課
			女性団員の活動回数	10回	7回	70%	
			P R活動実施数	5回	5回	100%	
	③政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する	7	審議会等委員への女性の登用率（地方自治法第203条の3によるもの）	33%	28%	84%	男女共同参画推進室
			女性職員の各種研修参加率（市役所一般行政職）	29%	30%	103%	
		10	管理職に占める女性の割合（市長部局等）	15%	15%	100%	人財育成課
			管理職に占める女性の割合（市民病院）	15%	30%	200%	
2 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	①児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する	11	意識調査を実施した割合（4回以上）	85%	100%	117%	学校教育課
			外部関係者との連携事業の実施割合	50%	100%	200%	
	②学外関係者と連携した学習機会を提供する	14	データDV予防学習会開催校数（市内中学校）	11校	9校	81%	男女共同参画推進室
			データDV防止講座開催校数（市内高等学校）	4校	3校	75%	
		15	データDV（リプロ）予防学習会開催校	2校	1校	50%	
	③社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する	18	実施地域	3地域	0地域	0%	中央公民館 基幹公民館
			参加人数	108人	0人	0%	
		20	実施回数	2回	6回	300%	中央公民館
			参加人数	60人	160人	266%	
			女性割合	30%	31%	103%	

基本的施策	施策の方向	事業番号	数値化した項目	目標値(予想値)	実績	達成度	事業推進課
3 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	①人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る ②DV被害者等の自立に向けた支援を行う ③関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る	22	男女共同参画相談員数	2人	2人	100%	男女共同参画推進室
			研修会への参加回数	10回	5回	50%	
		24	母子・父子自立支援員数(兼婦人相談員)	2人	2人	100%	子育て支援課
			研修会参加回数	5回	6回	120%	
		26	総合相談受付件数(地域包括延べ)		12,137件		高齢介護課
			高齢者虐待の受理会議数		60回		
			個別地域ケア会議件数(地域包括延べ)		38回		
		28	関係機関連携回数		598回		子育て支援課
			一時保護件数		3件		
		33	ネットワーク会議開催数	3回	2回	66%	男女共同参画推進室
4 生涯健康と権利と生殖に関する施策	①「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る ②女性のライフステージに応じた健康を支援する ③男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する	40	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する学習会等の開催数	2回	1回	50%	男女共同参画推進室 健康推進課
		42	妊娠11週以下の妊娠届出率	94.5%	94.8%	100.3%	
			乳幼児家庭全戸訪問実施率	99.0%	97.7%	98.6%	
			乳がん検診受診率	25.5%	21.2%	83.1%	
			子宮頸がん検診受診率	21.0%	18.8%	89.5%	
		45	地区健康教室・健康増進教室開催数	570回	282回	49%	健康推進課
			地区健康教室・健康増進教室参加人数	13,500人	4,698人	34%	
5 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	①均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う	50	チラシ配布等の回数	2回	2回	100%	産業商工課
			宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けた市内事業者数	15社	9社	60%	
	②農業・自営業へ従事する女性への支援を行う	52	農産加工クラブ開放講座開催数	3回	3回	100%	農林振興課
			農産加工クラブ開放講座参加人数	90人	84人	93%	
	③創業支援・新産業の創造支援を行う ④市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する	56	創業支援機関等の支援を受けた創業者数	25件	20件	80%	産業商工課 人財育成課
		57	時間外勤務が1年間に240時間を超える職員	3%以内	7%	41%	
			年間の年次有給休暇取得日数	15日	10.5日	70%	
			男性の育児休業取得率	5%	25%	500%	

基本的 施 策	施策の方向	事業 番号	数値化した項目	目標値 (予想値)	実 績	達成度	事 業 推進課
6 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	①保育サービスや子育て支援の充実を図る	59	入所待機児童数 (4月1日現在)	0人	47人	53%	子ども保育課
			障がい児保育実施保育所数	16箇所	17箇所	106%	
			延長保育実施保育所数	35箇所	35箇所	100%	
	②子育てに関する相談体制の充実を図る	63	放課後児童クラブ登録者数	1,655人	1,536人	92%	子育て支援課
			放課後児童クラブ施設数	31箇所	33箇所	106%	
			放課後児童クラブ年間利用児童数（延べ）	240,000人	217,788人	90%	
		67	センターだより発行回数	85回	89回	104%	子育て支援課
			サークル活動利用者数（延べ）	6,500人	1,070人	16%	
7 男女共同参画の調査及び研究に	②男女共同参画推進基本計画の推進を図る	79	男女共同参画推進プロジェクトによる主な事業実施回数		4回	6回	150% 男女共同参画推進室

付記

令和3年度以降、目標値を見直す事業：8事業
事業番号 10・11・15・20・57・59・63・67

(4) 取組事業の実施状況

基本的 施 策	事業 番号	事 業 名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
(1) 市民及び事業者の理解を深めるための施策	(1)	【主要事業】各種メディア等による男女共同参画推進意識の啓発	アクションプラン個票 26・27ページ参照	—	男女共同参画推進室
	(2)	若い世代や男性に向けた啓発	男女共同参画週間啓発事業として図書館に特設コーナーを設置し、ワーク・ライフ・バランスなど関連本を展示・貸出し、性別による役割分担意識の解消や働き方にについて啓発した。リブロダクティブ・ヘルス／ライツ学習会を若い世代対象として実施し、男性を対象とした啓発用品を配付した。	男女共同参画社会の理念が認知されるよう啓発方法を工夫し、若い世代や男性を対象とした学習会を実施するなど、情報発信をしていく。	男女共同参画推進室
	(3)	【主要事業】女性コーディネーター養成講座「大崎塾」の実施	アクションプラン個票 28・29ページ参照	—	男女共同参画推進室
	(4)	女性セミナーなど女性教育事業の実施((19)再掲)	女性の視点での心や身体の健康管理や美容など暮らしに関する工夫を学ぶ講習会を開催した。講習内で仲間づくりを意識した進め方をする等工夫を行った。	受講生のニーズを把握し、仲間づくりを楽しみながら学べる工夫をし、参加者の幅を広げる。	中央公民館 基幹公民館
	(5)	女性団体との連携事業の実施	女性団体主催事業等にて行う各種まつり・イベントでのPR活動がコロナ禍により中止・自粛となつたことから、啓発用品を提供し、各団体・関係者へのPRを依頼し啓発を担つていただいた。(ピンクリボン運動)市長との懇談会の場を調整し女性団体の事務支援をした。	女性団体への情報提供や、催事等での合同または団体毎の啓発活動、市長との懇談など継続して支援し、連携した啓発を行う。	男女共同参画推進室
	(6)	【主要事業】市消防団への女性団員加入促進と育成	アクションプラン個票 30・31ページ参照	—	防災安全課
	(7)	【主要事業】審議会等委員の女性登用促進	アクションプラン個票 32・33ページ参照	—	男女共同参画推進室
	(8)	女性人材リスト事業の実施	市の審議会委員や、研修会・講座の講師として活動を希望する女性を各課へ紹介する体制として、女性人材リスト活用を勧め、1名審議会へ登用された。女性リーダー養成講座受講修了者から2名新規登録があった。Webサイトに募集要項を掲載している。	リスト登録者への登録内容の確認を行い、情報更新を図り、審議会等への登用など積極的な活用に努める。	男女共同参画推進室
	(9)	一日女性農業委員会の開催	農業や地域づくり活動をしている女性、担い手候補である農業系学校の女子生徒、県農業大学校の女子学生を一日女性農業委員(26名)に委嘱し、農業委員会の役割や農地行政などについて理解を深めてもらうとともに、本市農業振興に向けた女性の意見をいただく、一日女性農業委員会を実施、提案意見は、市への政策提案等にも反映させている。	平成20年度から実施しているが、農業委員会の役割等も含め、興味を持てるような旬な内容(テーマ)を盛り込むなど、委嘱委員が意見を出し易い場の提供や手法に努める。	農業委員会
	(10)	【主要事業】女性職員のキャリア形成の促進((58)再掲)	アクションプラン個票 34・35ページ参照	—	人財育成課
(2) 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	(11)	【主要事業】人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実	アクションプラン個票 36・37ページ参照	—	学校教育課
	(12)	学習指導要領に基づく生命と性に関する教育の充実	市立全小・中学校の児童生徒に各教科や道徳、学校行事等を通して生命と性に関する学習を実施した。	小・中学校の児童生徒に生命と性に関する学習の実施を支援する。	学校教育課
	(13)	教職員・保護者等への男女共同参画に関する理解の促進	個人の適性や得意分野を生かした人材の活用を図った。協働による取組を行い、互いを認め合い協力して事業を遂行していく姿勢を培った。	個々人の得意分野をより発揮できるよう職務上の分掌(PTAの分担)を割り振っていく。また、チームを組んで互いの良さに気付けるようにしていく。	学校教育課
	(14)	【主要事業】中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施((36)再掲)	アクションプラン個票 38・39ページ参照	—	男女共同参画推進室
	(15)	【主要事業】小中学生への生命と性に関する学習機会の提供((41)再掲)	アクションプラン個票 40・41ページ参照	—	男女共同参画推進室

基本的 施 策	事業 番号	事 業 名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策	(16)	小中学校の児童生徒・保護者への健康教育((46)再掲)	中学生を対象とした「赤ちゃんふれあい体験事業」や食生活改善推進員と連携して「食育教室」を実施した。あかちゃん人形の抱っこやおむつ交換をしたり、妊婦シミュレーター着用してもらい妊娠疑似体験をしていただいた。また母乳とたばこ・飲酒の害、朝ごはんや食べるものの大きさ、食品に含まれる食塩量・糖分量について視覚的に伝え望ましい食習慣にむけて啓発を図った。コロナ禍であり例年実施していた調理実習はせず講話を中心とした内容として、できることを学校と相談しながら実施できた。	学校生活の中だけでは体験・経験できないことを地域との連携を取り体験型で学びを深めることができた。今後も生命の大切さや将来の人間形成に必要な父性・母性の育みに繋げる機会としたい。感染対策に留意しコロナ禍でもできるなどを関係機関と相談しながら実施継続したい。	健康推進課
	(17)	学校保健委員会への参加((47)再掲)	令和2年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため誌上での開催となっており、直接出向いての共有場面は持てなかった。将来の欠食を予防するため、教育委員会や食生活改善推進員などと連携をはかり、母子保健パンフレットの配布などをとおして、学童生徒や保護者へ対しても啓発を続けた。	学校保健委員会への参加を継続。依頼のある学校へ出向いて子ども・保護者の健康課題を情報共有し、健康課題への取り組みをしていく。コロナ禍であり誌上開催の場合は、保健事業資料での情報提供を検討する。	健康推進課
	(18)	【主要事業】 通学合宿など青少年の生活体験事業の実施	アクションプラン個票 42・43ページ参照	—	中央公民館 基幹公民館
	(19)	女性セミナーなど女性教育事業の実施((4)再掲)	((4)再掲) 19ページ参照	—	中央公民館 基幹公民館
	(20)	【主要事業】 地域づくりリーダー養成講座の実施	アクションプラン個票 44・45ページ参照	—	中央公民館
	(21)	生涯学習出前講座実施メニューの充実	令和2年度は利用件数が39件、参加延べ人数が741人という結果だった。 (※コロナの影響により、例年より少ない件数)	もっと幅広い年齢層に利用しやすくするためにメニューを充実させ、また啓発の拡大も必要である。	生涯学習課
（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	(22)	【主要事業】 男女共同参画相談体制の充実	アクションプラン個票 46・47ページ参照	—	男女共同参画推進室
	(23)	フェミニストカウンセリングの実施	男女共同参画相談室「Withおおさき」において、月2回専門カウンセラーによるフェミニストカウンセリングを実施し、年間24日間、17件の相談を受けた。(新規4件、継続18件)古川以外の地域でのカウンセリングを実施した。	府内相談窓口と連携し、フェミニストカウンセリングの利用を広める。カウンセリング内容の分析により、課題を見出し、適切な支援策の実施につなげる。	男女共同参画推進室
	(24)	【主要事業】 婦人保護相談体制の充実	アクションプラン個票 48・49ページ参照	—	子育て支援課
	(25)	人権擁護委員連絡協議会と連携した相談・啓発活動の実施	古川人権擁護委員協議会男女共同参画委員会メンバーが中心となり、古川秋祭りの開催に合わせて市役所市政情報課内相談室において「女性のためのなんでも相談」を開催予定であったが、秋祭り中止に伴い相談及び啓発活動も中止となった。	新型コロナウイルス感染防止に配慮した周知や啓発方法に工夫が必要である。	市政情報課
	(26)	【主要事業】 地域包括支援センターと連携した相談体制の充実((73)再掲)	アクションプラン個票 50・51ページ参照	—	高齢介護課
	(27)	相談窓口の周知と相談に関する情報提供	男女共同参画相談室「Withおおさき」の常設相談について、広報おおさきへ毎号掲載、専用ウェブサイトの運用、大崎市公式ウェブサイトへのリンク、啓発用品(ポケットティッシュ等)を配布し周知に努めた。新成人への啓発については、成人式が延期となつたことから、次年度に実施することとした。	従来の広報・ウェブサイト・啓発用品を活用した相談室のPRと合わせ、QRコード等を使用した情報発信に努める。また、若い世代を対象に、広報・ウェブサイトの内容や啓発方法について見直すこととする。	男女共同参画推進室
	(28)	【主要事業】 DV被害者の安全確保に関する支援	アクションプラン個票 52・53ページ参照	—	子育て支援課
	(29)	一時避難体制の充実	婦人保護担当である子育て支援課が、一時保護を必要とする要支援者を、県が管轄するシェルターへ送致する体制のほか、民間事業者との協定により一時避難場所を確保できる体制を整えている。令和2年度協定先利用率実績はなかった。	一時保護は安全性の高い環境が不可欠であることから、県シェルターの利用が定着している。市内や近隣で一時避難できる体制確保のため協定を継続し、円滑な活用に備える。	男女共同参画推進室
	(30)	ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知((68)再掲)	ひとり親家庭に資格取得のための給付金制度の周知等を行なながら就労支援を行った。 高等職業訓練給付金7名 自立訓練給付金2名	ひとり親の自立したいという気持ちを大切に、相談者本人の意思や意向、現状を丁寧に聞き取り、制度を理解していただきながら、自立支援を推進していく。	子育て支援課

基本的 施 策	事業 番号	事 業 名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
(3)性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策	(31)	住民基本台帳の閲覧制限などDV被害者等情報の保護	本事業の実施により、配偶者暴力事案及びストーカー事案の加害者が、住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して、これらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図っている。 支援措置申出件数83件(令和2年12月1日現在)	支援措置申出者の住所の取り扱いについては、全庁にわたって細心の注意が必要であり、機会に応じて制度の趣旨の啓蒙を図る。	市民課
	(32)	DV被害者等の市営住宅抽選優遇の措置	合併以来、当該抽選優遇措置については継続的に行なってきているもの。	今後も抽選優遇措置については継続する。市営住宅は場所が公にされていることもあり、身を隠すに必ずしも適しているとは言えないが、関係課と連絡を取りつつ緊急性を踏まえた上で相談を行っている。	建築住宅課
	(33)	【主要事業】 府内の各種相談窓口の連携の強化	アクションプラン個票 54・55ページ参照	—	男女共同参画推進室
	(34)	府内外の関係機関との連携の充実	相談内容の複雑化や困難事例が多く、府内外の関係機関と連携しながら対応していくことが不可欠である。	現在も府内外問わず必要な関係機関と連携を図りながら、それぞれの事例に対応している。引き続き、対象者が抱える問題の解決に向けて、関係機関が連携していく。	子育て支援課
	(35)	高齢者虐待防止等ネットワーク推進会議の実施	高齢者虐待や権利擁護について、地域包括支援センター等と連携しながら速やかに当該高齢者の状況を把握し、迅速な個別対応を行った。	引き続き相談体制の充実を図り、関係機関と連携しながら対応していく。	高齢介護課
	(36)	【主要事業】 中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施((14)再掲)	((14)再掲) 38・39ページ参照	—	男女共同参画推進室
	(37)	市民を対象としたDV予防研修会の実施	民生・児童委員男女共同参画研修会を鹿島台地区で開催し28名が参加した。DV被害者が身近に相談できる民生・児童委員にDVの知識を深めてもらい、DVの早期発見、迅速な被害者支援につながるよう実施した。	民生・児童委員等を対象としたDV防止の研修会を計画的に開催することで、地域における支援の輪を広げるきっかけとする。	男女共同参画推進室
	(38)	多様な性のあり方についての理解促進	中学生を対象としたデートDV予防学習会に、多様な性の内容を取り入れ啓発に努めている。また、男女共同参画週間や男女共同参画セミナーの際に、図書コーナーを設置し、LGBT関連図書の展示・貸出を行った。	引き続き、デートDV予防学習会に多様な性の内容を取り入れることとする。LGBTに関する情報収集に努め、啓発に取り組むこととする。	男女共同参画推進室
	(39)	大崎市メール配信サービスによる不審者情報提供	宮城県警察署から情報提供がある大崎市内で発生した不審者情報等の事案についてメール配信サービスを利用し市民へ周知を行っている。	引き続き情報提供があった際は速やかに周知し、市民の安全・安心の保護に努める。	防災安全課
(4)生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策	(40)	【主要事業】 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の普及啓発活動の実施	アクションプラン個票 56・57ページ参照	—	男女共同参画推進室
	(41)	【主要事業】 小中学生への生命と性に関する学習機会の提供((15)再掲)	((15)再掲) 40・41ページ参照	—	男女共同参画推進室
	(42)	【主要事業】 妊娠婦への訪問や育児相談など母子保健事業の実施	アクションプラン個票 58・59ページ参照	—	健康推進課
	(43)	経済的な困窮者への助産施設入所の支援	助産制度活用3名	経済的な理由や、安全に出産することができない妊婦等が、必要な時に本制度を適切に活用できるよう、関係機関とは適時、情報連携を図っていく。	子育て支援課
	(44)	【主要事業】 女性のがん検診受診の啓発	アクションプラン個票 60・61ページ参照	—	健康推進課
	(45)	【主要事業】 各種健康教育・健康増進教室の実施	アクションプラン個票 62・63ページ参照	—	健康推進課

基本的 施 策	事業 番号	事 業 名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（4）生涯に及ぶ性と権利の保障に関する施設	(46)	小中学校の児童生徒・保護者への健康教育((16)再掲)	((16)再掲) 20ページ参照	—	健康推進課
	(47)	学校保健委員会への参加((17)再掲)	((17)再掲) 20ページ参照	—	健康推進課
	(48)	健康相談事業の実施	公民館や集会所での地区健康教室開催時の健康相談や、面接や電話による個別相談に対応し、年間155回・延1,131人に実施した。新型コロナウィルス感染症の影響により、例年よりも回数・実施人数が減少したが、大崎市医師会との連携による「フラッといしかしサロン」での健康相談など、新たな相談場面を設け、健診後の結果に基づいた相談や、健康に関する相談に対応した。また、相談内容により関係機関へつないだり継続した相談を実施した。	地区健康教室開催時の健康相談や、「フラッといしかしサロン」での相談を継続し、状況に合わせた形態での個別相談を引き続き実施していく。	健康推進課
（5）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策	(49)	男女均等な採用選考ルールやハラスメント対策などの周知	セミナーや企業説明会等、企業が機会にチラシやリーフレットを配布し、周知を行った。	周知方法を工夫しながら、継続的な活動を行う。	産業商工課
	(50)	【主要事業】ワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援制度の普及	アクションプラン個票 64・65ページ参照	—	産業商工課
	(51)	直売所団体等が行う活動への支援	各種産直イベントの出店斡旋・調整等により、産直組織の活動支援を行った。	産直組織の担い手の高齢化、固定化等に伴い後継者育成が必要となっており、引き続き活動を支援して行く。	観光交流課
	(52)	【主要事業】農産加工クラブ開放講座への支援	アクションプラン個票 66・67ページ参照	—	農林振興課
	(53)	アグリビジネス創出事業等による6次産業化の推進	市広報誌に事業を掲載し、補助金募集を行った。(5月・8月・12月の3回) また、市内認定農業者などに国の事業を通知する際、「アグリビジネス創出事業チラシ」を同封し周知も行った。 令和2年度の実績は農業法人へ450千円の補助金を交付した。	衛生面等の条件を満たす建物や設備面の改修や設置、実施する土地や建物の制限、併せて事業実施者の金銭的な負担もあり、相談から実施までには期間を要し、即実施とは難しい案件もあるが、1つ1つ課題が解決するようにサポートしていく。 また、令和3年度から加工販売に必要なラベル作成やホームページ作成、加工品委託試作費等の事業経費を補助対象とすることで事業活用者の増加を図る。	農林振興課
	(54)	女性農業者等に対する研修会や交流会への参加促進	「第4回大崎市青年就農ミーティング」(2月26日)をオンライン開催した。(青年就農者25名うち女性農業者3名) 2021農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会は新型コロナ感染防止の観点から中止となった。 大崎市古川農産加工クラブ連絡協議会が第13回「宝の都(くに)・活性化貢献賞」を受賞した。	青年就農ミーティングは市内の青年就農者が互いに学び・考え・情報交換する場となっているので、次年度も新型コロナ感染防止対策をしながら引き続き開催する。 農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会への参加について、女性農業者へ広く周知を行う。	農林振興課
	(55)	潜在的労働力をIT人材として育成するための支援	新型コロナウィルス感染症の拡大防止などのため、研修会等の実施はできなかった。	雇用機会の創出・働き方改革の啓発を通じて潜在的労働力の掘り起こしに努める。	産業商工課
	(56)	【主要事業】創業支援機関等と連携した起業支援	アクションプラン個票 68・69ページ参照	—	産業商工課
	(57)	【主要事業】ワーク・ライフ・バランス推進に向けた職場環境づくり	アクションプラン個票 70・71ページ参照	—	人財育成課
	(58)	【主要事業】女性職員のキャリア形成の促進((10)再掲)	((10)再掲) 34・35ページ参照	—	人財育成課

基本的 施 策	事業 番号	事 業 名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（6）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策	(59)	【主要事業】多様な保育サービスの提供	アクションプラン個票 72・73ページ参照	—	子ども保育課
	(60)	一時預かり事業など各種特別保育事業の実施	緊急時や一時的に保育が必要となった児童に対し、一時預かり事業の実施や通常の保育時間を延長する延長保育事業への支援を行った。	令和3年度においては、新設園1園が新たに一時預かり保育を実施予定である。引き続き、ニーズに応じて受け入れ体制を整備し充足できるよう努める。 延長保育は、全ての保育園で引き続き実施していく。	子ども保育課
	(61)	市立幼稚園での一時預かり事業の実施	一時預かり事業の支援を行い、10か所(子育て支援総合施設の幼稚園部門を含む)の幼稚園において実施し、87人(延べ1,266件)の利用があった。	一時預かりは、受け入れ体制を整備し充足できるよう努める。	学校教育課
	(62)	私立幼稚園での一時預かり事業の支援	一時預かり事業の支援を行い、7か所の幼稚園において実施し、延べ36,964人の利用があった。	一時預かりは、受け入れ体制を整備し充足できるよう努める。	子ども保育課
	(63)	【主要事業】放課後児童クラブの実施	アクションプラン個票 74・75ページ参照	—	子育て支援課
	(64)	ファミリーサポート事業の実施	広報おおさきへの記事掲載により、提供会員が微増したが、需要(依頼)と供給(提供)のアンバランスは解消されていない。また、コロナ禍の影響や、安全の観点から、提供会員の自家用車による送迎を止めたことも一因して、利用件数は前年度比6割減となつた。	毎回掲げていることではあるが、本事業のPRを粘り強く行なが、特に提供会員の増を目指す。また、新たな取り組みとして、依頼会員宅へ提供会員が出向き、子どもの見守りを行うこととしており、子育て支援の一翼を担う事業として機能させていく。	子育て支援課
	(65)	家庭児童相談支援体制の充実	家庭児童相談件数573件 内訳:虐待23件・養護相談142件・障害相談125件・ぐるりん1件・性格行動18件・不登校8件・育児しつけ12件・その他244件	相談内容は児童のことから、夫婦関係や貧困、心身の不調など、家庭内の複雑な状況が見えてくることが多々あるため、対応する相談員のスキルを一層高めるとともに、適切に関係機関へつないでいくことが必要。	子育て支援課
	(66)	要保護児童対策ネットワークの充実	代表者会議 1回 実務者会議 3回 個別支援会議 17回	要保護児童対策地域協議会構成団体との一層の連携強化を図り、市の要保護児童対策の方向性を一致させ、情報共有や役割分担を明確にしながら、要保護児童の安全・安心を確保していく。	子育て支援課
	(67)	【主要事業】子育て支援センターでの育児相談や情報提供	アクションプラン個票 76・77ページ参照	—	子育て支援課
	(68)	ひとり親家庭等への就労支援や制度の周知((30)再掲)	((30)再掲) 20ページ参照	—	子育て支援課
	(69)	子育て支援サークルの育成とネットワークへの支援	わくわくランドの事業の中でPRを積極的に行つた。しかし、コロナ禍のためサークル活動は規模を縮小して行った。	今後もPRの場を増やし、感染対策を徹底しながら交流会や研修会を実施していく。	子育て支援課
	(70)	学童保育運営団体への支援	15の学童保育運営団体へ補助金を交付することで、年間を通じて地域における留守宅児童の安全安心な居場所が確保されており、児童の健全育成はもとより、働く保護者の支援を行うことができている。	補助金の交付だけでなく、必要に応じて現地確認を行い、保育の質の確保を図っていく必要がある。	子育て支援課
	(71)	介護予防サービスや介護サービスの充実	新型コロナウィルス感染症の影響で、活動の自粛や事業の中止が相次いたが、介護予防に資する活動ができるよう専門職の派遣等を行い、事業の継続を支援した。	介護予防に関する課題の解決に向けた検討を継続し、多様なサービスの創出に努めていく。	高齢介護課
	(72)	生活支援サービスの充実	介護用品助成券の交付や軽度生活援助、配食サービス等を提供することにより、高齢者の在宅生活の支援、家族の介護不安の解消に努めた。	これからも高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を継続することができるよう支援していく。	高齢介護課
	(73)	【主要事業】地域包括支援センターと連携した相談体制の充実((26)再掲)	((26)再掲) 50・51ページ参照	—	高齢介護課
	(74)	障害福祉サービスや障がい児支援の充実	支給決定者数 障害福祉サービス 1,507人 障害児通所支援 225人 日中一時支援事業 118人 移動支援事業 45人 訪問入浴サービス事業 12人	サービスの利用者が増加しているためセルフプランの方が増えている。計画相談支援事業所の対応が必要である。	社会福祉課

基本的 施 策	事業 番号	事 業 名	事業実施結果または実績成果・参考指標等	次年度へ向けての課題・対応	事業推進課
（7）男女共同参画の推進に関する調査及び研究	(75)	男女共同参画推進の現状についての各種調査と情報収集	各種研修会への参加やオンライン配信を利用し、国の制度改正の把握に努め、内閣府や各機関、団体等が実施している事業や調査資料などの情報収集をし情報提供に努めた。	令和2年6月11日「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が示されたので、小学校においても「生命(いのち)の安全教育」が実施されるよう関係課へ働きかけることとする。	男女共同参画推進室
	(76)	男女共同参画推進についての研究	庁内推進委員会(3回)と作業部会(6回)を開催し、男女共同参画事業の推進について、調査・検討を行い、男女共同参画プロジェクトの実施をした。	男女共同参画の基本理念を念頭に、男女共同参画の視点で現状に即した事業展開が図れるよう研究することとする。	男女共同参画推進室
	(77)	第3次男女共同参画推進基本計画の進行管理	第3次基本計画の取組事業(79項目)を具体的・効率的に進めるために第3次アクションプランを推進。そのうち主要事業と位置付けた31事業(実数27事業)については、アクションプラン個票を作成し、進捗状況の効率的な進行管理を行った。	令和3年度は、アクションプランの中間年であることから、目標値の見直しを行い、引き続き進行管理を行う。	男女共同参画推進室
	(78)	基本計画の取組み事業進捗状況の評価・検証	第3次基本計画の主要事業31事業(実数27事業)の検証を行い、令和元年度事業進捗状況調査報告書を作成した。また、次年度へ向けて各事業推進課を訪問し、報告書の内容についての説明をした。	令和3年度においても主要事業の検証作業・進行管理を行う。	男女共同参画推進室
	(79)	【主要事業】 男女共同参画プロジェクトの推進	アクションプラン個票 78・79ページ参照	—	男女共同参画推進室

アクションプラン個票

基本的施策：（1）市民及び事業者の理解を深めるための施策

施策の方向： ①男女共同参画・人権尊重意識を醸成する

事業名	各種メディア等による男女共同参画推進意識の啓発	総合計画	第1章 市民が主役 協働のまちづくり 第2節 男女が共に担うまちづくり
事業推進課	男女共同参画推進室	各種計画	
事業の目的		男女共同参画社会推進のため、各種メディアの活用や啓発用品配布により、広く市民へ情報提供や意識啓発を行う。	

事業概要	<p>①各種メディアによる情報発信 広報、ホームページへの掲載、おおさき男女共同参画推進ニュースWithの発行、報道機関等への情報提供、懸垂幕掲示等によりPRを行う。</p> <p>②学習会やイベント等の開催 男女共同参画推進をテーマにした出前講座、学習会による意識啓発を行う。</p> <p>③啓発用品・資料配布による周知 成人式など市の各種イベント等でリーフレットやポケットティッシュ等を配布し、男女共同参画推進に関する情報を提供する。</p>
------	--

【数値目標】

項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	
②男女共同参画に関する啓発事業 上段：回数 下段：参加人数	30回	27回	31回 (115%)	28回	27回 (96%)	29回		30回		30回		
	2,038人	1,750人	2,304人 (132%)	1,800人	1,487人 (82%)	1,850人		1,900人		2,000人		
③各種啓発用品・資料配布数	3,048枚	3,000枚	3,015枚 (101%)	3,000枚	700枚 (23%)	3,000枚		3,000枚		3,000枚		

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目	内 容	理 由			

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	A	a	男女共同参画相談室の移転に伴い、新たにリーフレットを作成し関係機関へ配付し周知した。ウェットティッシュ、リーフレット等にて相談室のPR（市内7地域成人式、中学校での学習会、女性団体主催事業等）、情報誌With、広報、ウェブサイトを活用し男女共同参画の啓発、相談事業の周知を行った。DV予防啓発講座、リプロ研修会も実施した。	男女共同参画相談室について、若年層を含めた全ての方々へ相談事業の周知を行う。男女共同参画推進に関する取組事業等にて、それぞれの施策に合わせた場面、周知方法で啓発活動を行う。	評価妥当	A	a	実績値が、目標値・前年度実績をともに上回っており評価できる。また、リーフレット等にQRコードを付すなど、広報媒体をさらに活用する試みも見られる。コロナ禍において、若年層に対しての啓発がますます重要となってきており、手法を工夫しながら、取り組みを進めていただきたい。なお、目標値については、すでに計画期間最終年の目標値を達成しており、見直しを行うことが妥当と考える。
令和2年度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	B	b	「男女共同参画週間」で懸垂幕の掲示や図書コーナーの設置、「女性に対する暴力をなくす運動」でパーブルライトアップをする等PRに努めた。若い世代の市民を対象とした男女共同参画セミナーを開催し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発を行った。成人式で配布するウェットティッシュについては、延期となつたため、来年度に配布することとした。	コロナ禍により中止となったイベント等があり啓発用品等の配布数が伸びなかつた。広報やウェブサイトを有効活用する等、啓発方法を工夫することでPRをしていきたい。	評価妥当	B	b	「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」に関連してPRに取り組んだことは評価したい。パーブルライトアップについては、広報誌等で「女性に対する暴力をなくす運動」と合わせてPRし、各支所等をはじめ市内各所でも実施してはどうか。リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関して、若い世代の市民を対象に実施した取り組みは評価できる。セミナーに関するアンケートを実施するなどして効果を測り、今後のさらに充実した取り組みにつなげていただきたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

- 配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（1）市民及び事業者の理解を深めるための施策
 施策の方向：②女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う

事業名	女性コーディネーター養成講座「大崎塾」の実施	総合計画	第1章 市民が主役 協働のまちづくり 第2節 男女が共に担うまちづくり
事業推進課	男女共同参画推進室	各種計画	
事業推進課			

事業の目的	地域や市の施策決定過程への参画（審議会等委員），職場における方針決定過程への参加を進めるため、地域で活躍できる女性コーディネーターの育成を推進する。
事業概要	<p>①講座の実施 自分も相手も大切にする自己表現を学び、地域や職場等で活躍できる女性コーディネーターを育成するため、女性コーディネーター養成講座「大崎塾」を開催する。</p> <p>②講座参加者の活動促進 参加者には女性人材リスト事業（事業番号8）への登録を促し、市や地域への参画の機会を提供する。</p>

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
①大崎塾参加者数 上段：大崎塾参加者数 下段：公開講座のみの参加者数	36人	30人	25人(83%)	30人	11人(36%)	30人		30人		30人	
	0人	/	24人	/	26人	/	/	/	/	/	/
②受講者の人材リスト登録者数	6人	5人	0人(0%)	5人	2人(40%)	5人		5人		5人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	内 容	理 由	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
①大崎塾参加者数	大崎塾の参加者数について、公開講座のみの参加者を明らかにするため、上段と下段に分けた。	公開講座のみの参加者を実績に含めることで、目標値を達成したように見えてしまうことから。	30人		30人		30人	
			/	/	/	/	/	/

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	3・4・5	B	b	日中働いている方も参加できるよう夜間の開催とし、また第3回目は公開講座としたため、定員を上回る受講となった。県のパートナーシップ事業を活用し共催連携に努めた。 登録を募集したが、受講者からの女性人材リスト事業への登録には至らなかった。	地域社会で活躍する女性コーディネーターを育成するため、内容の充実を図り継続して開催する。女性人材リストへの受講生の登録についても啓発・促進していく。	評価妥当	B	b	大崎塾について、公開講座の実施など、より多くの市民に対して働きかけを行ったことは評価できる。 しかし、実施形態により、参加人数は大きく左右され、目標は達成しているものの、課題は残ると考える。 また、受講効果の向上と持続のために、フォローアップ講座の実施等は検討してはどうか。 人材リスト登録については、過年度の参加者にも声掛けするなど、登録に向けたアプローチに工夫が必要ではないか。
令和2年度	3・4・5	C	b	コーチングスキルアップ講座を5回シリーズで開催した。第3回目はフォローアップの位置付けとし「オランダに学ぶコーチング」をテーマに公開講座を開催した。例年に比べ受講生は少なかったが、個別指導の場面が多く取られ有意義な講座となった。 女性人材リスト事業については、受講生から2名の登録があった。	従来の内容に加え、女性コーディネーターとしての更なるスキルアップが図れるような講座内容とし、女性人材リスト事業への登録につなげていくこととする。	評価妥当	C	b	大崎塾の参加者数の減については、コロナ禍が影響している可能性はあるものの、講座内容等の刷新も視野に見直しが必要ではないか。 受講者の満足度が高い様子が伺えることは評価できるが、受講後にその成果を發揮できる機会が必要だと考える。 プログラムに過年度受講者をゲストとして迎えるなど、活躍の場を提供してはどうか。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。

5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（1）市民及び事業者の理解を深めるための施策
 施策の方向：②女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う

事業名	市消防団への女性団員加入促進と育成	総合計画	第2章 安全・安心で交流が盛んなまちづくり 第5節 機動的な消防・救急体制の充実
事業推進課	防災安全課	各種計画	大崎市消防団整備計画
事業の目的		女性団員が活躍できる場を提供し、広く周知することで消防団全体の充実強化、活性化につなげる。	

事業の目的	女性団員が活躍できる場を提供し、広く周知することで消防団全体の充実強化、活性化につなげる。
事業概要	<p>①女性団員が活躍できる場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の訓練、演習等へ女性団員の活動を取り入れる。 ・大崎広域消防本部と連携し、防火啓発活動や応急手当普及啓発活動へ女性団員を派遣する。 <p>②広報誌、ウェブサイトへの掲載、啓発用品配布による周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の訓練、演習、火災予防運動行事や出初式などの活動を広報誌やウェブサイトでPRし、消防団活動を広く発信する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
①大崎市消防団女性団員数	13人	15人	15人(100%)	17人	14人(82%)	19人		21人		24人	
②女性団員の活動回数	7回	10回	16回(160%)	10回	7回(70%)	12回		12回		14回	
③PR活動実施数	4回	5回	5回(100%)	5回	5回(100%)	6回		6回		7回	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目	内 容	理 由			

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	5	A	a	<ul style="list-style-type: none"> ・各種訓練実施 ・普通救命講習会派遣 ・防火普及啓発活動派遣 ・消防学校教育課程修了 ・全国女性消防団員活性化大会参加 ・全国消防団員意見発表会出場 ・出初式出席 	引き続き女性団員の確保に向け、広報、ホームページ等を活用し、勧誘に努める。	評価妥当	A	a	すべての目標値を達成していることは評価できるが、女性団員の割合は0.6%と低い状況である。少子高齢化が進行するなか、地域の安全安心のために、消防団での女性の活躍は欠かせない。消防団で女性が充分に力を発揮できるよう、取り組みを進めていただきたい。
令和2年度	5	B	b	<ul style="list-style-type: none"> ・各種訓練実施 ・防火普及啓発活動派遣 ・防火パレード ・消防学校教育課程修了 <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、消防署で行う救命講習会や各種イベントが中止延期となった。</p>	市内の企業や消防団協力事業所を直接訪問し、引き続き女性団員の確保に努め、女性団員が活躍できる機会を提供する。	評価妥当	B	b	コロナ禍により、消防団の活動が制限される中での取り組みであったことは理解できるが、女性団員の割合は依然として0.6%と低い状況である。消防団の意義を効果的に周知しながら団員確保に努めるとともに、地域防災リーダーとして、女性団員の存在がもたらす効果をさらに生かした取り組みを進めていただきたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。

5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（1）市民及び事業者の理解を深めるための施策

施策の方向：③政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する

事業名	審議会等委員の女性登用促進	総合計画	第1章 市民が主役 協働のまちづくり 第2節 男女が共に担うまちづくり
事業推進課	男女共同参画推進室	各種計画	
事業推進課			

事業の目的	市が設置する審議会等の委員の男女比率が均等となるよう配慮し、政策・方針決定過程へ、社会の構成員の半数を占める女性の多様な視点を反映する
事業概要	市の審議会等委員の選任について、男女比率に配慮した構成となるよう公募委員の追加や資格要件の緩和を検討するなど、積極的改善措置を講じるよう改選時期前に各課に働きかける。

【数値目標】

項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	
審議会等委員への女性の登用率（地方自治法第203条の3によるもの）	28%	30%	28% (93%)	33%	28% (84%)	35%		38%		40%		
行政委員会等への女性の登用率（地方自治法第180条の5によるもの） (参考数値)	32%			29%		31%						
市議会委員に占める女性の割合 (参考指標)	10%			10%		10%						

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	中間年で見直しを行った項目・内容・理由		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	内 容	理 由			

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2・3・4	B	b	「審議会等委員の男女比率の均等な選任について」の文書を各課へ通知し、男女比率の均等な構成について、これまで以上に配慮し、積極的改善措置を講じるようお願いをした。また、審議会委員への女性登用等を目的とした「大崎市女性人材リスト」を公開している。	引き続き各課に働きかける。	評価妥当	B	b	審議員の改選時期にあわせて、個別のアプローチが有効だと考える。充て職などについては、各種団体のトップだけでなく、団体の中の女性リーダーの登用について提案するなど、引き続き工夫しながら取り組んでいただきたい。
令和2年度	2・3・4	B	b	「審議会等委員の男女比率の均等な選任について」積極的改善措置として、国・県・市が設定している目標値を示し、重要な取組事項であることを対外的にも周知を促した。委嘱替の機会を捉え、担当部署に口頭で取組を依頼した。女性人材リスト登録者から1名が審議委員へ登用された。	各種団体への推薦依頼時に積極的改善措置について説明を行い、女性登用への理解と協力を求める。	評価妥当	B	b	委嘱替えの機会を捉えた積極的な取り組みを評価したい。しかし、厳密には、女性割合は減少しており、令和5年度に目標を達成するには、視点を変えた取り組みも必要ではないか。充て職の委員の候補者として、各種団体の代表に加えて副代表等も視野に入れ、女性リーダー層の登用を検討してみてはどうか。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。

5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（1）市民及び事業者の理解を深めるための施策／（5）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策
 施策の方向：③政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する／④市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する

事業名	女性職員のキャリア形成の促進	総合計画	第1章 市民が主役 協働のまちづくり 第3節 市民の生活を支える行財政改革の推進
事業推進課	人財育成課	各種計画	大崎市特定事業主行動計画
事業の目的	女性職員のキャリア形成を促進することにより、管理職への登用拡大を図る。		

事業の目的	女性職員のキャリア形成を促進することにより、管理職への登用拡大を図る。
事業概要	<p>①キャリア形成支援 女性職員が仕事に取り組むプロセスの中で、身につけていく技術・知識・経験を蓄積させるため、階層別研修をはじめとした各種研修への女性参加を促す。</p> <p>②能力適性を重視した女性職員の管理職への登用 キャリア形成等により、政策、財務、危機管理等のマネジメント能力を有した女性職員を管理職に積極的に登用する。</p>

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
①女性職員の各種研修参加率（市役所一般行政職）	18%	25%	28% (112%)	29%	30% (103%)	33%		37%		40%	
（参考：男性職員の各種研修参加率）	25%		30%		36%						
②管理職に占める女性の割合 上段：市長部局等 下段：市民病院	10%	15%	15% (100%)	15%	15% (100%)	16%		17%		18%	
	32%	15%	32% (213%)	15%	30% (200%)	30%		30%		31%	

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	内容	理由	令和3年度	令和4年度	令和5年度
②管理職に占める女性の割合（市長部局等）	②管理職に占める女性の割合を見直しする。	「特定事業主行動計画」に合わせた見直し	変更前：15% 変更後：16%	変更前：15% 変更後：17%	変更前：15% 変更後：18%
②管理職に占める女性の割合（市民病院）	②管理職に占める女性の割合を見直しする。	「特定事業主行動計画」に合わせた見直し	変更前：15% 変更後：30%	変更前：15% 変更後：30%	変更前：15% 変更後：31%

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント	
令和元年度	3	A	a	①女性職員の各種研修参加率 所属長への声掛けなど研修に参加しやすい環境への配慮を行った。	女性職員の研修への参加について、継続して推進していく。	評価妥当	A	a	キャリア形成支援について、技術・知識等の蓄積を目指すものほかに、ロールモデルを提示することで管理職としての働きがいについて考える場について検討してはどうか。 市民病院の管理職に占める女性の割合は、計画期間最終年度の目標をすでに達成しており、目標値の再設定が妥当であると考える。	
令和2年度	3	A	a	①女性職員の各種研修参加率について、所属長から職員に研修参加の声掛けをしたこと、女性職員のキャリア形成の機会の拡大が図られた。また、令和2年9月に改訂した「大崎市人財育成基本方針」に女性職員のキャリア形成支援を明記、取組むこととした。	①所属長からの研修参加への声掛けは引き続き実施しながら、宿泊ではなく通所による研修参加など、生活スタイルにあった受講形式を取り入れていく。また、他自治体のキャリア形成ロールモデルの事例を紹介することで、個々のキャリア形成を支援する。	評価妥当	A	a	「大崎市人財育成基本方針」に女性職員のキャリア形成支援について明記されたことは評価したい。また、研修実施に際し、生活スタイルにあった受講形式を取り入れることは、効果が期待できると考える。 女性の管理職への登用拡大に向けて、特定事業主行動計画に則った取り組みを着実に進めていただきたい。	
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度										

- 配慮した項目
- 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 - 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 - 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 - 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 - 5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策

施策の方向：①児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する

事業名	人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実	総合計画	第3章 地域の個性を生かし 豊かな心をはぐくむまちづくり 第1節 未来を担う子供たちの教育環境の充実
事業推進課	学校教育課	各種計画	
事業の目的	人格形成期の義務教育段階において、道徳教育の充実を図る。		

事業概要	①道徳科において小学校では「相互理解」「公正・公平」、中学校では「相互理解」「社会参画」「集団生活の充実」などの価値項目を重視し、人ととの関わり方や、個人の悩みに関する意識調査を各学校で実施する。 ②男女共同参画に関し、学外関係者と連携した授業やPTA研修会を各学校で実施する。（人権、生命と性、DV予防、キャリア教育、道徳教育に関することなど）
------	--

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
①意識調査を実施した割合（4回以上）	83%	80%	100% (125%)	85%	100% (117%)	100%		100%		100%	
②外部関係者との連携事業の実施割合	31%	40%	100% (250%)	50%	100% (200%)	100%		100%		100%	
PTA会長に占める女性の割合 (参考指標)	6%			11%		11%					
生徒会長に占める女子の割合 (参考指標)	9%			36%		36%					

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	内 容	理 由	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①意識調査を実施した割合（4回以上）	意識調査を実施した割合の見直し	令和元・2年度ともに100%の実績であることから変更するもの。	変更前: 90% 変更後: 100%	変更前: 95% 変更後: 100%	
②外部関係者との連携事業の実施割合	外部関係者との連携の実施割合の見直し	令和元・2年度ともに100%の実績であることから変更するもの。	変更前: 60% 変更後: 100%	変更前: 70% 変更後: 100%	

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	5	A	a	全ての学校において児童生徒の意識調査を実施（年4回以上）し、現状を把握したうえで、より良い人間関係を築くための道徳教育を行った。また、外部講師や外部関係者と連携し、福祉体験授業や職場体験を通して、他者を尊重し思いやりの豊かな人間性の醸成に努めた。	引き続き児童生徒の心理的な側面について調査を実施し、現状を把握するとともに道徳教育の充実を図り、人権尊重や男女平等の意識を育てる。	評価妥当	A	a	意識調査の中に生命と性・DV等について問う部分がないので、是非2~3項目取り入れていただきたい。道徳教育の充実を図る為には学校でのカリキュラムの他、外部講師や外部関係者を起用した学習会の開催を望む。また、オンラインを活用した学習も検討していただきたい。
令和2年度	5	A	a	男女問わず、社会との参画を含め幅広く道徳教育を推進することができた。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、外部機関との連携や体験学習など活動の機会は一部制限されたが、一方で、医療従事者や感染者等に対する差別や偏見が生まれないよう人権教育の充実が図られたこともあり、いじめ発生率の減少や他者を思いやりの意識の向上につながった。	コロナ禍にあるが、外部講師や外部関係者を起用した学習会の開催を推進していく。令和2年度にICT機器が各校に整備されたこともあり、オンラインを活用した研修会も可能となっている。	評価妥当	A	a	コロナ禍での事業は、かなり制約を伴うことが予想されるが、その中でできる限りのことかなされていると思われる。PTAと一緒に行事やタブレットでの学習の事例を参考とし、他の学校においても広めて行ってもらいたい。また、道徳教育は幼児期から段階的に一貫した学習の機会を作るよう検討していただきたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。

5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。
 達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策／（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
 施策の方向：②学外関係者と連携した学習機会を提供する／④DVやさまざまな人権侵害の未然防止を図る

事業名	中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施	総合計画	第1章 市民が主役 協働のまちづくり 第2節 男女が共に担うまちづくり
事業推進課	男女共同参画推進室		
事業の目的	男女お互いの人権を尊重する意識を醸成し、良好なコミュニケーションを身につけ、暴力や危険を回避する知識を提供する。		

事業の目的	男女お互いの人権を尊重する意識を醸成し、良好なコミュニケーションを身につけ、暴力や危険を回避する知識を提供する。
事業概要	<p>中高生を対象とするデートDV予防学習会に講師を派遣し、各学校に開催を働きかける。</p> <p>①市内中学校：各中学校が実施する学習会への講師派遣と情報提供 ②市内高等学校：県主催のデートDV防止講座への応募促進と情報提供 ③中高生を取り巻く関係者への理解促進 ④生徒アンケートの実施・集計・分析</p>

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
デートDV予防学習会 (市内中学校) 上段：開催校数 下段：参加者数	11校	11校	11校(100%)	11校	9校(81%)	11校		11校		11校	
	1,127人	1,134人		939人							
デートDV防止講座 (市内高等学校) 上段：開催校数 下段：参加者数	3校	4校	4校(100%)	4校	3校(75%)	4校		4校		4校	
	558人	901人		366人							

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	中間年で見直しを行った項目・内容・理由		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	内 容	理 由			

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	A	a	データDV予防学習会を市立中学校全11校で実施。希望する中学校では、保護者、地域住民の参加も可能とし、学習会への参加を周知した。講話終了後に相談室の紹介を行い、カード型の相談室のリーフレットを全対象生徒へ配布した。また県主催で、大崎市内4校の高校でもデータDV予防学習会を実施した。	講話内容を改良し、またリプロダクティブルース／ライツの内容を取り入れ、継続して実施していく。また男女共同参画プロジェクトの中⼼事業と位置づけ、プロジェクト全体として事業実施していく。	評価妥当	A	a	人権を尊重する意識を醸成させるには、小学生・中学生・高校生に提供できる一連のツールが必要だと考えている。「一人ひとりが人間として大切にされる社会」の構築には、幼い時から段階的な教育が必要である。なお、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する学習の機会は極めて少ない。そのような機会を作りあげていただきたい。また、コロナ禍の社会もまだまだ続くと思われる所以、実施方法についても考慮いただきたい。
令和2年度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	B	b	データDV予防学習会を市立中学校11校中9校で実施。コロナ禍による臨時休校により日程再調整、感染予防対策を講じて生徒のみ対象とし、体育館での集会形式の講義を実施した。講話と併せて相談室の紹介カードとティッシュを配布し、相談することの大切さを伝えた。アンケート結果から講話内容への生徒の関心の高さ、意識の高まりが伺えた。	国が令和3年度から進める「生命の安全教育」の方針を踏まえ、年齢に応じた適切な啓発事業を学校や関係機関との連携のもと推進する。特に性や身体に関する正しい知識の指導が定着するよう取り組む。	評価妥当	B	b	中学校を対象としたデータDV予防学習会は定着してきたと思われる。さらにもう一步踏み込んで「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の内容が盛り込まれることを望みたい。道徳教育の転換期であることから「生命（いのち）の安全教育」の推進校をつくるなど今後も市として推進していただきたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。

5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。
 達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策／（4）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
 施策の方向：②学外関係者と連携した学習機会を提供する／①「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る

事業名	中小学生への生命と性に関する学習機会の提供	総合計画	第1章 市民が主役 協働のまちづくり 第2節 男女が共に担うまちづくり
事業推進課	男女共同参画推進室	各種計画	
事業の目的	人権としての「生涯に及ぶ健康と権利」という考え方の普及のため、次世代を担う子どもたちへ年齢に応じた学習の機会を提供する。		

事業の目的	人権としての「生涯に及ぶ健康と権利」という考え方の普及のため、次世代を担う子どもたちへ年齢に応じた学習の機会を提供する。
事業概要	<p>関係機関と連携し、小学生・中学生を対象に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する学習の機会を提供する。</p> <p>中学生については、データDV予防学習会（事業番号14）の中で、性・生命の大切さを中心とした内容を取り入れ実施し、小学生については、学習内容、学習機会の提供方法も含め検討していく。</p> <p>【令和3年度追記】「生命(いのち)の安全教育」の強化 文部科学省・内閣府作成「生命の安全教育」教材等を活用した児童への指導・取り組みへの支援・調査を行う。</p>

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
①データDV（リプロ）予防学習会開催校	0校	2校	3校(150%)	2校	1校(50%)	5校		5校		5校	
②「生命の安全教育」実施校（小学校） (参考値)											

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和3年度	令和4年度	令和5年度
	内 容	理 由				
①データDV（リプロ）予防学習会開催校	令和3年度以降の目標値を5校にする。	令和3年度から「生命の安全教育」を進めることを国が決定しているため、3年間強化を図る。	変更前: 3校 変更後: 5校	変更前: 3校 変更後: 5校	変更前: 3校 変更後: 5校	変更前: 3校 変更後: 5校
②「生命の安全教育」実施校（小学校） (参考値)	文部科学省・内閣府作成「生命の安全教育」教材等を活用した児童への指導を各小学校で実施する。	令和3年度から「生命の安全教育」を進めることを国が決定しているため、これまで課題だった小学生への指導への取り組みを進める。				

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目 1・2・3・4・5	達成度 A	進捗状況 a	事業実施結果または実績 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する学習の機会を提供するため、中学校に講師を派遣しデータDV予防学習会の中で、性・生命の大切さを中心とした内容で開催した。	次年度へ向けて 希望する中学校へ講師を派遣し、継続して実施していく。小学生については、学習機会の提供方法など、男女共同参画プロジェクトにて検討していく。	評価検証 評価妥当	事業評価 A	進捗状況 a	コメント 着実に学習機会は提供され、定着に至っていることは評価される。今後は、小学校でも実施されるべく検討していただきたい。
令和元年度	1 2 3 4 5	B	b	データDV予防学習会市立中学校11校中9校のうち、性・生命の大切さを中心としたテーマは1校実施。新型コロナウイルス感染予防対策を講じて生徒のみ対象とし、体育館での集会形式の講義を実施した。講話と併せて相談室の紹介カード・ティッシュを配布し、相談することの大切さを伝えた。アンケート結果から性教育をテーマとした講話は生徒からの関心が高く、正しい情報を伝えるための機会提供の必要性が実感できた。各小学校での性教育の指導状況を把握するためアンケートを実施した。	国が令和3年度から進める「生命の安全教育」の方針を踏まえ、年齢に応じた適切な啓発事業を学校や関係機関との連携のもと推進する。特に性や身体に関する正しい知識の指導が定着するよう強化して取り組む。	評価妥当	B	b	講話の中に「人権と生命を守る」話を必ず盛り込んでいただきたい。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する学習の機会を小学校へ広めるよう努力していただきたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目
 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度
 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価
 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況
 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策
 施策の方向：③社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する

事業名	通学合宿など青少年の生活体験事業の実施	総合計画	第3章 地域の個性を生かし 豊かな心をはぐくむまちづくり 第2節 豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実
事業推進課	中央公民館（松山公民館・鹿島台公民館・沼部公民館）	各種計画	大崎市生涯学習推進計画
事業の目的	小学生を対象とした異年齢での生活体験事業を通じ、身の回りのことを自分たちで協力して行うことで、家事への理解を深め、自主性や協調性を育む。		

事業の目的	小学生を対象とした異年齢での生活体験事業を通じ、身の回りのことを自分たちで協力して行うことで、家事への理解を深め、自主性や協調性を育む。
事業概要	<p>家事への理解を深める事業の推進 地域内に宿泊可能な公共施設のある3地域において、地域の各種団体の協力を得て実施する。</p> <p>松山地域・・・・「合宿通学」3泊4日／松山体育研修センター 　　小学4～6年生対象</p> <p>鹿島台地域・・・「チャレンジスクール」3泊4日／鹿島台学童農園 　　小学4～6年生対象</p> <p>田尻地域・・・「ロマンスクール」3泊4日／ロマン館 　　小学4～6年生対象</p>

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
実施地域	3地域	3地域	2地域(66%)	3地域	0地域(0%)	3地域		3地域		3地域	
参加人数	91人	108人	61人(56%)	108人	0人(0%)	108人		108人		108人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	中間年で見直しを行った項目・内容・理由		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	内 容	理 由			

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	3	B	b	松山体育研修センター（3泊4日） ロマン館（3泊4日） 長期間の共同生活において、自分の身のまわりのことを進んで行おうとする自主性や自立性。また子ども同士が協力して助け合っていこうとする協調性や社会性が育まれている。また、地域の各種団体の協力を得ながら事業を展開しており、地域で子どもを育てるという地域の教育力向上の一助となっている。 ※チャレンジスクールについては、令和元年東日本台風により中止。	公民館では少年教育領域において多様な事業を展開しており、今後も事業のねらいや特徴を活かした事業を継続していく。	評価妥当	B	b	学年の垣根を越えての合宿はかなり成果が期待できる。だが、3地域のみの開催となっているので、全地域対象となる企画もあって良いと考える。せっかくの良い企画なので、合宿という形にとらわれず参加できる地域・人の拡大を図っていただきたい。
令和2年度	3	C	c	例年実施している3事業について、実施の計画をしていたが、宿泊を伴い、多人数で共同生活を送ることが新型コロナウイルス感染症対策の観点から望ましくないと判断し、生活体験型の事業については実施を見送った。	令和2年度事業計画作成段階では感染症の拡大が予想できなかつたが、今年度の状況を考慮したうえで、実施できる形態を探りながら子どもの体験機会を確保したい。	評価妥当	C	c	コロナ禍での実施は見送られ、残念に思う。先が見えない中での模索は困難が予想されるが、今まで行ってきていない地域でも何らかの形で実施されるように検討していただきたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。

5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（2）学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策
 施策の方向：③社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する

事業名	地域づくりリーダー養成講座の実施	総合計画	第3章 地域の個性を生かし 豊かな心をはぐくむまちづくり 第2節 豊かな心をはぐくむ生涯学習の充実
事業推進課	中央公民館	各種計画	大崎市生涯学習推進計画
事業の目的		話し合いの場づくり、行動のための学習といった事業を行い、地域づくりのリーダーの育成を図る。	

事業概要	地域運営に関する手法の研修会の充実 公民館職員や地域づくり委員会役員等の研修会や講習会を通じて話し合いの場づくりの工夫、公民館の地域運営に関するノウハウやコミュニケーション及びプレゼンテーション能力を高め、持続可能な地域運営に関する手法を学習する。 研修内容については各地域の実情を考慮し、研修対象者のレベルに対応した研修会を毎年内容を検討し開催する。
------	--

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
実施回数	3回	2回	4回 (200%)	2回	6回 (300%)	4回		4回		4回	
参加人数	81人	60人	131人 (218%)	60人	160人 (266%)	100人		100人		100人	
女性割合	50%	30%	52% (173%)	30%	31% (103%)	30%		30%		30%	

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和3年度	令和4年度	令和5年度
	内 容	理 由				
実施回数	地域づくりリーダー養成講座の実施回数を見直す。	研修のニーズが高まったことによる見直し		変更前： 2回 変更後： 4回	変更前： 2回 変更後： 4回	変更前： 2回 変更後： 4回
参加人数	地域づくりリーダー養成講座の参加人数を見直す。	研修のニーズが高まったことによる見直し		変更前： 60人 変更後： 100人	変更前： 60人 変更後： 100人	変更前： 60人 変更後： 100人

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1 ・ 2 ・ 3	A	a	地区公民館職員が、公民館事業や地域づくりのための企画等を実績できるよう、各種研修・講話・ワークショップを実施した。	地区公民館が地域の核となるよう、職員に対して学習の場を、継続して設けていく。	評価妥当	A	a	指定管理の公民館職員を対象とした事業である事は理解できるが、せっかくの機会なので、まちづくり協議会会員や一般の方にも参加できる機会を与えてほしい。人材不足解消のためにも、1人でも多くの方に知っていただける工夫も必要と考える。
令和2年度	1 ・ 2 ・ 3	A	a	地区公民館職員が、公民館事業や地域づくりのための企画等ができるよう、また、指定管理者が地域づくりや公民館への理解を深められるよう、各種研修・講話を実施した。	地区公民館が地域の核となるよう、職員に対してはもちろん、使用者である指定管理者に対しても学習の場を継続して設けていく。	評価妥当	A	a	内容を見ると昨年と同様の研修のあり方に見受けられる。各地域の地域づくり委員会等にも呼び掛けをしているとのことだが、継続受講者のスキルアップとモチベーション向上が図られる研修メニューの企画を工夫していただきたい。若手リーダーの育成にもさらなる努力をお願いしたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
 施策の方向：①人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る

事業名	男女共同参画相談体制の充実	総合計画	第1章 市民が主役 協働のまちづくり 第2節 男女が共に担うまちづくり
事業推進課	男女共同参画推進室	各種計画	
事業推進課			

事業の目的	男女共同参画相談室の充実を図り、人権侵害相談体制を充実させる
事業概要	<p>①男女共同参画相談室「Withおおさき」の設置 常設相談室による、電話、面接相談を実施する。 (月～金 9:00～16:00)</p> <p>②相談員のスキルアップ 県・関係団体等主催の研修会への参加で知識や技術、情報を取得し、相談対応力を向上させる。</p>

【数値目標】

項目	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
①男女共同参画相談員数	2人	2人	2人(100%)	2人	2人(100%)	2人		2人		2人	
①相談件数※ 上段：総件数 下段：うちDVに関わる件数 (参考指標)	228件 83件		151件 22件		175件 38件						
②研修会への参加回数	5回	10回	8回(80%)	10回	5回(50%)	10回		10回		10回	

※相談件数にはフェミニストカウンセリング（事業番号23）の件数を含む

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	内 容	理 由	令和3年度	令和4年度	令和5年度

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価					
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント		
令和元年度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	B	b	5月より相談室が移転したため、新たにリーフレットを作成し関係機関へ送付、市ウェブサイト、広報等にて市民等への周知啓発に努めた。当初は相談員の欠員があったが、5月より2名体制に戻り相談者への利便性を確保した。参加可能な研修会へは積極的に出席し、相談員としてのスキルアップを図った。	各種講座や研修会への参加を引き続き行い、相談員のスキルアップを図る。	評価妥当	B	b	リーフレットの作成やホームページへの掲載だけではなく、実際に市民に情報が届かなければ利用や認知につながらない。ホームページにある相談窓口として、行政用語をそのまま使った「男女共同参画相談」の表現では、どのような相談ができるのかがわからないし、出前講座についても依頼がない理由を考えるべきだ。QRコードの作成など新しい取り組みをし、確実に市民への情報発信をお願いしたい。		
令和2年度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	B	b	市・相談室ウェブサイトや広報に掲載している情報について、相談内容がわかりやすく伝わりやすいかを検証しながら更新をしている。24時間相談できる窓口などの一覧を相談室サイトに掲載し、他の相談機関へ繋がるよう情報発信を工夫した。国等主催の研修・講演会がオンラインで配信されるようになり、相談業務を行なながら研修機会を得ることができた。	電話・面談のほか、Eメールなどを用いる相談方法の導入について研究し、若年層や相談・支援を必要とする人が利用しやすい相談体制を検討する。出前講座内容について市民が男女共同参画に関心を持ってもらえるようなメニューとオーダーメイドで提供できるように工夫する。	評価妥当	B	b	依然として市のウェブサイトを見てもどこに相談してよいのかが分かりにくい。各課のページをたどっていくと確かに「相談」が出てくるが、人権や人の命に関わるような実際の相談は妊娠・子育て、DV、性別、虐待、生活問題といったカテゴリーの複数にまたがっており、当事者はどの窓口に相談すべきか迷ってしまう。相談自体を説めてしまうことも考えられるのではないか。市の相談体制の全体を改めて見直すとともに、ウェブサイトについては早急に改善を求めたい。		
令和3年度											
令和4年度											
令和5年度											

- 配慮した項目
- 1 企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 - 2 男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 - 3 事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 - 4 男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 - 5 一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度

A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった

事業評価

A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった

進捗状況

a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
 施策の方向：①人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る

事業名	婦人保護相談体制の充実	総合計画	第5章 地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第5節 環境の変化に対応した子育て支援の充実
事業推進課	子育て支援課	各種計画	
事業の目的	さまざまな婦人保護の相談を受け、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図る。		

事業の目的	さまざまな婦人保護の相談を受け、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図る。
事業概要	<p>相談体制の充実</p> <p>①さまざまな困難事例に対応できるよう、研修に多く参加し、相談員のスキルアップを図る。</p> <p>②婦人保護に関する関係機関と情報共有しながら、支援体制を構築する。</p>

【数値目標】

項目	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
母子・父子自立支援員数 (兼婦人相談員)	3人	2人	2人 (100%)	2人	2人 (100%)	2人		2人		2人	
研修会参加回数	10回	5回	12回 (240%)	5回	6回 (120%)	5回		5回		5回	
DVに関わる相談件数 (参考指標)	91件		128件		62件						

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	内 容	理 由	令和3年度	令和4年度	令和5年度

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	3.4	A	b	専門的な知識習得に努めたため、多くの研修会に参加した。また、相談支援にあたっては、関係機関との連携協議が必須であるため、今後も連携して支援していくよう各機関の活動内容の情報交換を実施した。	継続して積極的に研修に参加し、職員の知識や対応力の向上に努める。DVに対する相談場所の周知活動に努める。	評価訂正	B	b	相談員を2名に減員したことへの対応として、相談窓口の開いている時間を長くしたとのことであったが、その対応が適切かどうか疑問である。また、窓口は平日の昼間に限られ、土日と夜間は警察で対応することだが、相談者の立場からすると警察への電話は抵抗を感じやすく、よほどのことがなければ電話できない。現在の相談体制は、市民が安心できるものになっているとは言えないのではないか。
令和2年度	3.4	A	b	専門的な知識習得に努めたため、研修会に参加しながら活動した。また、関係機関とは役割分担のもと連携しながら対応できた。定額給付金に係わるDV証明書発行は7件あり給付金の支給を受けることができた。	継続して積極的に研修に参加し、職員の知識や対応力の向上に努める。DVに対する相談場所の周知活動に努める。	評価妥当	A	b	相談内容の多様化に伴い、相談員の専門的知識の向上と個別対応における専門性の強化が求められる。関係機関との情報交換だけでなく、個別事例への対応が適切であったかどうかの検証をおこなうことにより、専門性の向上につながるのではないか。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策／（6）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
 施策の方向：①人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る／④高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る

事業名	地域包括支援センターと連携した相談体制の充実	総合計画	第5章 地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第3節 安心と生きがいのある高齢福祉の充実
事業推進課	高齢介護課	各種計画	大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
事業の目的	高齢者虐待の予防や対応、成年後見の相談等を行い、高齢者の権利擁護を図る。		

事業概要	<p>①相談体制の充実 地域の高齢者の介護のみならず、安心して暮らすための総合相談及び高齢者虐待の予防や対応、成年後見の相談等を行い、高齢者の権利擁護を図る。</p> <p>②地域包括支援センターとの連携強化 多職種連携のネットワークづくりを行うため、地域包括支援センターの相談体制をPRするなどの支援を行う。</p>
------	---

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目	実績	目標値 (予想値)	実績 (達成度)	目標値 (予想値)	実績 (達成度)	目標値 (予想値)
①総合相談受付件数 (地域包括延べ) (参考指標)	10,298 件		10,376 件		12,137 件	
①高齢者虐待の受理 会議数 (参考指標)	55回		64回		60回	
②個別地域ケア会議 件数(地域包括延 べ) (参考数値)	29回		16回		38回	

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	内 容	理 由	令和3年度	令和4年度	令和5年度

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	A	a	地域包括支援センターの相談体制の充実に向けて、職種ごとの（社会福祉士、主任介護支援専門員）情報交換の場を設け、問題点の共有、解決方法を話し合った。また、市と地域包括支援センターの担当者が高齢者の支援者等（介護サービス事業者や民生委員等）向けに権利擁護の研修会を企画し開催した。	地域包括支援センターの啓発を継続し、さらなる連携強化のため情報共有に努めたい。	評価訂正	B	b	地域包括支援センターが扱うのは相談業務にとどまらず、他にも多くの業務を抱えている。民間が引き受けたがらないケアプラン作成の業務などを請け負う必要もあることから、両立は容易ではないかもしれないが、高齢者やその家族の支援をこれまで以上に充実させてほしい。虐待はその背景に家庭内の問題や職場の労働環境などが複雑に絡んでいる。ギャンブル依存症やアルコール依存症、夫婦間や親子間の共依存などもあり、問題を解決していくためには、高度な専門的知識が必要となる。他の関係諸機関と連携をとるのは当然のことながら、問われるのはその質ではないか。
令和2年度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	A	a	令和2年度においても、職種ごとの（社会福祉士、主任介護支援専門員）情報交換の場を設け、問題点の共有、解決方法を話し合った。また、市及び地域包括支援センターの社会福祉士とで地域課題（猫多頭飼い家庭への支援）について研修会を開催し、宮城県ケアマネジャー協会大崎支部からも参加者があった。新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、介護サービス事業所及び民生委員向けの権利擁護の研修会は開催できず、大崎市高齢者虐待防止等ネットワーク推進会議は書面で行った。	困難事例の増加に伴い、専門的な支援が必要となるため、保健・医療・福祉関係者などの協力機関との連携を強化し、住民ニーズに応えられるように地域包括支援センターの機能の充実に努めたい。	評価訂正	A	b	ヒアリングでは、関係機関と役割分担を図りながら個別ケースに対応していることは理解できたが、昨年度に比べて「a進んだ」と言える点は確認できなかった。「担当課評価」に記載されている地域包括支援センターとの「さらなる連携強化」に具体的に取り組んでいただき、その内容を示してほしい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

- 配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢別、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
 施策の方向：②DV被害者等の自立に向けた支援を行う

事業名	DV被害者の安全確保に関する支援	総合計画	第5章 地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第5節 環境の変化に対応した子育て支援の充実
事業推進課	子育て支援課		
事業の目的	DV被害者の相談を受け、必要時に一時保護施設への入所措置をし安全確保を図る。保護施設と情報連携し自立に向けた支援を行う。		

事業の目的	DV被害者の相談を受け、必要時に一時保護施設への入所措置をし安全確保を図る。保護施設と情報連携し自立に向けた支援を行う。
事業概要	相談内容により一時保護が必要な場合には宮城県女性センター等へ入所措置をする。関係機関（保護施設、警察等）と連携し、加害者から遠ざけ危害が及ばないように安全を確保するとともに、被害者の自立に向けたサポートを行う。

【数値目標】

項目	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績	目標値	実績(達成度)								
関係機関連携回数 (参考数値)	816回			461回		598回					
一時保護件数 (参考数値)	7件			3件		3件					

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	内 容	理 由	令和3年度	令和4年度	令和5年度

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	4	A	b	一時保護件数3件（警察署の件数も含む）について、一時保護からその後の支援について関係機関と連携を図りながらすすめた。	相談者の状況により、必要な機関へつなぎ支援を行うため、継続して関係機関との連携を密にする。女性相談（DV等）の周知にも努める。	評価訂正	B	b	被害者の自立に向けたサポートにもっと力を入れてほしい。相談窓口の数や相談件数の問題ではない。必要に応じて医療機関につなげるなど、具体的な問題解決のための多面的な対応を求める。加えて、これまでの一時保護等の事案について事例研究が必要ではないか。その支援内容が本当に適切であったかの事後的な検証も、関係諸機関が集まっておこなう必要があるのではないか。
令和2年度	4	B	b	一時保護件数3件について、一時保護期間が終了した後も、すぐに自立することが難しいケースが多く、生活支援施設に移行し心理士による心のケアや、施設職員によるアパート探し、通院の同行、また、居住地の保健師と連携し自立後のサポートを依頼する等しながら支援した。支援を進める際には関係機関が集まり本人の気持ちを聞きサポートしながら行っている。	相談者の状況により、必要な機関へつなぎ支援を行うため、継続して関係機関との連携を密にする。女性相談（DV等）の周知にも努める。	評価妥当	B	b	一時保護が必要なケースについて、支援のあり方を現状維持でよいとするのではなく、対応に問題がなかったかや、よりよい支援のためにどうすればよかったのかなどを検証するための事例研究を、関係諸機関でおこなっていくことを強く求めたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。

5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（3）性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策

施策の方向：③関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る

事業名	府内の各種相談窓口の連携の強化	総合計画	第1章 市民が主役 協働のまちづくり 第2節 男女が共に担うまちづくり
事業推進課	男女共同参画推進室	各種計画	

事業の目的	関係機関と連携し啓発に努め、相談体制を確立し、DVによる被害者への迅速かつ適切な支援を行う。
事業概要	DV対策府内ネットワーク会議を開催し、市役所内の関係課が共通認識を持って情報を共有し、常に連携できる体制を備える。 (研修会、定例会議)

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
ネットワーク会議開催数	2回	3回	3回 (100%)	3回	2回 (66%)	3回		3回		3回	

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	内 容	理 由	令和3年度	令和4年度	令和5年度

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	3・4	A	b	第1回DV対策庁内ネットワーク会議では、各課の相談体制・業務内容等を共有し情報交換を行った。第2回は県と共に相談員を対象としたDV予防啓発講座「DV事例検討会」を開催した。第3回は各課の相談状況・実績について情報共有し、実情や課題などを協議し互いの連携を図った。	関係課同士の連携をさらに深めるため、引き続きネットワーク会議を開催し、事業発生時の個別支援会議など、迅速かつスマートな連携体制づくりを図る。	評価妥当	A	b	府内ネットワーク会議が真に機能し各課の連携がはかられているならば、現在縦割りで各分野に存在している相談窓口もひとつで済むという考え方たも成り立つ。連携体制づくりが形式的なもので終わることのないよう、実質化を強く求めたい。
令和2年度	3・4	C	b	第1回会議：各課の相談体制・相談実績事業の傾向などについて情報交換実施。令和元年度事業評価結果を踏まえ、市の広報・ウェブサイトの情報提供方法の改善について各担当で取組を促した。 第2回会議：相談員対象として外部講師による研修会「DV被害者の現状と相談時の注意点」を実施（9課15名）	相談業務の初期対応方法等、担当職員育成のための研修会を企画・実施する。	評価妥当	C	b	依然として府内ネットワークのシステムを年度ごとに維持するのに精一杯で、各種相談窓口の連携の強化が図られているとは言えない。男女共同参画推進室こそが主導権を握って各課をつなぎ、全体を見渡す役割を担うべきである。本事業で求められるのは相談員の研修会の企画ではない。事業内容をもう一度確認されたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。

5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（4）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
 施策の方向：①「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る

事業名	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の普及啓発活動の実施	総合計画	第1章 市民が主役 協働のまちづくり 第2節 男女が共に担うまちづくり
事業推進課	男女共同参画推進室	各種計画	
事業推進課			

事業の目的	人権としての「女性の生涯に及ぶ健康と権利」という考え方の普及のために年齢に応じた学習の機会を提供する
事業概要	<p>①府内推進委員会等で「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康・権利）について学習会を開催する。</p> <p>②関係機関と連携し、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」について情報を収集し、啓発を行う。</p>

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)								
リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する学習会等の開催数	1回	2回	1回(50%)	2回	1回(50%)	2回		2回		2回	

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	内容	理由	令和3年度	令和4年度	令和5年度

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	B	b	市内企業の管理職・人事担当、市役所管理職等を対象に、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、産婦人科医による研修会を実施した。また、「リプロ」のチラシを府内推進委員会にて作成し、成人式にて配布した。また、「リプロ」の小型ポスターも作成し市内ドラッグストア・市役所庁舎へ掲示依頼した。	リプロの研修会実施や、チラシ等の配布による啓発を継続して行う。	評価妥当	B	b	良い学習会を提供されていると考えるので、男性職員の参加をこれからもっと増やす努力をお願いしたい。学生へのチラシの配布を長期休日前等にするなど、より多くの方の目に止まる工夫をしていただきたい。総合健診時にも展示されることが望まれる。
令和2年度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	B	b	産婦人科医師を講師として10代～20代対象とした「リプロダクティブルヘルス／ライツ」セミナーを実施した。募集にあたり市内の短大・看護学校学生へ受講案内をした。会場において出張図書館・リプロ情報コーナーを設置し、女性の健康問題に着目した本の展示、各種リーフレット・サンプル配付も併せて行った。（参加数46人）	リプロ研修会は10代・20代対象には継続して実施する。 市民健診や各種イベントの際に、リプロ啓発リーフレット等を配付し啓発機会を増やしていく。	評価妥当	B	b	パンフレット等の配置場所（各公共施設のトイレやエレベーター、地域のスーパー・マーケット等）の工夫が必要と思われる。配布のタイミングにも留意されていることと見受けられるが、総合健診時や病院等にも協力を求めていただきたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。

5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（4）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策

施策の方向： ②女性のライフステージに応じた健康を支援する

事業名	妊娠婦への訪問や育児相談など母子保健事業の実施	総合計画	第5章 地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第1節 生涯を通じた健康づくりの推進
		各種計画	大崎市母子保健計画
事業推進課	健康推進課		

事業の目的	妊娠・出産・育児に関する知識の普及と相談を実施し、必要に応じて関係機関と連携し個別の支援を行い、母子の健康の保持増進・健全育成の推進を図る。
事業概要	①母子健康手帳交付と交付時の健康相談 ②パパママ講座 （妊娠やその夫を対象に教室を開催し、沐浴実習、妊婦体験等を実施） ③妊娠婦・新生児訪問指導（乳幼児家庭全戸訪問） ④離乳食教室・育児相談事業（健康相談・健康教育・離乳食の試食） ⑤母親の心の健康支援事業（個別面談・グループカウンセリング・精神科医によるスーパーバイズ）

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
①妊娠11週以下の妊娠届出率	94.0%	94.2%	93.8% (99.6%)	94.5%	94.8% (100.3%)	94.5%		95.0%		95.0%	
③乳幼児家庭全戸訪問実施率	96.8%	99.0%	99.4% (100.4%)	99.0%	97.7% (98.6%)	99.5%		99.5%		100.0%	
一般母子相談件数 (参考指標)	8,124 件			7,723 件		8,500 件					

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目	内 容	理 由			

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2・3	B	b	保健師や助産師が家庭を訪問し、妊娠、出産、育児に関する相談や保健指導を行い、妊娠婦が健全な出産・育児を迎えるよう訪問指導を実施した。子どもの発育・発達に与える影響を家族で理解し、子供の健康に関する意識を高められるように啓発・個別指導を実施した。	支援が必要な方は複雑な課題を一人で抱えている場合が多く、相談体制や関係機関との連携体制の強化が求められている。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指して相談窓口を設置し、関係機関と連携し支援していく。	評価妥当	B	b	②④⑤の事業内容が見てこないので評価に苦しむ。参加率向上のための創意工夫がさらに必要と考える。一般母子相談件数の内容も不明なので、評価できるよう実績値を報告願いたい。努力はされていることと思われるが、もう一工夫必要と考える。
令和2年度	2・3	B	b	①母子手帳交付：子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から切れ目のない相談支援を実施した。 ②パパママ講座：月1回の定例の講座だが、開催回数を増やし希望した妊婦家族が参加できるようにした。 ③全戸訪問：全家庭に連絡を取り保健師や助産師が訪問した。 ④離乳食相談・育児相談：郵送で資料送付、個別に電話相談を実施した。緊急事態宣言解除後は各会場で個別相談を充実させて実施できた。 ⑤はーとほっと事業：グループミーティングを通して心の健康につながる気づきができるように支援している。	妊娠届出時は保健師が全数面接を行い、支援が必要な方に関係機関と連携しながら支援をする。引き続き妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援をしていく。またコロナ禍であり感染状況により内容の随時検討をしながら相談事業等は開催できるようにしたい。随時個別相談や情報提供等で不安を軽減・解消して育児ができるよう支援する。	評価訂正	B	a	コロナ禍の今だからこそ、きめ細やかな支援が必要である。相談件数も増えしており、相談しやすい体制が整っていると思われる。引き続き気軽に相談できる体制を維持していただきたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（4）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
 施策の方向： ②女性のライフステージに応じた健康を支援する

事業名	女性のがん検診受診の啓発	総合計画	第5章 地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第1節 生涯を通じた健康づくりの推進
		各種計画	大崎市健康増進計画
事業推進課	健康推進課		

事業の目的	疾病予防対策を推進し、検診で早期発見治療につなげる。
事業概要	<p>女性特有の疾病の早期発見・早期治療につなげる（乳がん検診・子宮頸がん検診）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診推進事業において、特定の年齢の人に検診のお知らせと受診票のほかに、無料クーポン券、検診手帳を配布する。 ・受診者を増やすために、申し込みの呼びかけのチラシを作成し、保健推進員等の協力をもらい全世帯への配布や声かけを行う。 ・精密検査に該当した人については、精密検査受診を促し、疾病の早期発見・早期治療につなげる。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
乳がん検診受診率	23.4%	24.5%	22.0% (89.8%)	25.5%	21.2% (83.1%)	27.5%		29.5%		30.0%	
子宮頸がん検診受診率	19.6%	20.0%	19.0% (95.0%)	21.0%	18.8% (89.5%)	23.0%		24.0%		25.0%	

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	内 容	理 由	令和3年度	令和4年度	令和5年度

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	3・4	B	b	<R2.3.31現在> 1.受診者数 ①乳がん検診 5,399人 ②子宮頸がん検診 9,022人 2.無料クーポン券利用者数 ①乳がん検診 262人 ②子宮頸がん検診 52人 3.精検受診率 ①乳がん検診 93.4% ②子宮頸がん検診 86.7% 若い世代の対象者が受けやすいように検診会場での託児を実施した。また、1月下旬～2月上旬にかけて、未検者検診を実施し受診機会の増加につなげた。	乳幼児健診や相談、地区健康教室などで検診の重要性について啓発を行う。また、受けやすい体制づくりとして、保健推進員との連携による託児を継続し、若い世代の受診につなげていく。	評価妥当	B	b	無料クーポン券の利用率（受診率）が低迷しているが、とても良い事業なので継続できるよう、工夫していただきたい。受診率の割り出し方法も職場受診は含まないとのことであるので、この算出方法で良いのか疑問である。一考されることを望みたい。
令和2年度	3・4	B	b	<R3.3.31現在> 1.受診者数 ①乳がん検診 4,931人 ②子宮頸がん検診 8,526人 2.無料クーポン券利用者数 ①乳がん検診 220人 ②子宮頸がん検診 49人 3.精検受診率（受診者数） ①乳がん検診 99.5% (208人) ②子宮頸がん検診 98.7% (77人) 新型コロナウィルス感染症の影響により、託児や未検者検診を実施することができなかつたが、感染症対策を講じて、集団・個別ともに計画していた日数は実施することができた。	乳がん検診（マンモグラフィ）は偶数年齢のみ対象としていたが、令和3年度は奇数年齢で前年度受診していない人も対象とし、今年度受診を控えた人の受診機会を設けるとともに、受診者本人にとって2年に1度の受診機会となるように見直しを行う。	評価妥当	B	b	子宮頸がん検診の20歳の無料クーポン券は国の制度であり受診の意識づけを目的としているとはいえ実状としては早すぎる気がする。無料クーポン券と一緒にどのような状況下で発がんするのかを知らせるパンフレットが同封されれば関心を引くのではないかと思われる。確かな情報を一緒に届けることで20歳以降の若い年齢の方々にも興味を持って受診してもらえる工夫をしていただきたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢別、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（4）生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策

施策の方向：③男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する

事業名	各種健康教育・健康増進教室の実施	総合計画	第5章 地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第1節 生涯を通じた健康づくりの推進
		各種計画	大崎市健康増進計画
事業推進課	健康推進課		

事業の目的	健康増進、生活習慣病の予防等に関する正しい知識を普及し「自分の健康は自分で守る」という意識を啓発する。
事業概要	<p>①健康増進教室 一次予防を重視した健康教育を地域毎にシリーズで開催し、7地域で実施 「運動」「食事」「心の健康」「歯の健康」等をテーマとして講話、運動実技、調理実習を実施</p> <p>②地区健康教室 ・大崎市や地域の課題を保健推進員と共有し、協働で地域や行政区ごとに、地域の状況に応じた健康教室の実施 ・地区組織や企業等からの依頼に応じた出前講座の実施</p> <p>③健康手帳作成事業 自らの健康管理、健診結果の記録や健康保持と適切な医療の確保に役立てるために健康手帳の配布</p>

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
①②地区健康教室・ 健康増進教室 上段：開催数 下段：参加人数	522回	560回	407回 (73%)	570回	282回 (49%)	580回		590回		600回	
	11,644人	13,200人	8,485人 (64%)	13,500人	4,698人 (34%)	14,000人		14,500人		15,000人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目	内 容	理 由			

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2・3	B	b	保健推進員や食生活改善推進員等の地区組織団体、公民館との連携により健康教室を実施した。内容としては、地域の実情に合わせて内容を企画し、市民への啓発を行った。また、第2次大崎市健康増進計画に掲げている地域ごとの課題に沿った内容で実施したり、企業や小学校へ出向くことによって、幅広い年齢層に啓発することができた。	重点課題である糖尿病について、関係機関や団体との連携を図り啓発を行う。また、地域の課題に沿った内容での教室も継続し、地域ぐるみでの健康づくりにつながるように取り組んでいく。	評価妥当	B	b	健康手帳も活用されている方はいるものの、その後のフォローは無いということなので、40歳以上に配布されるのならスマホでダウンロードする方法も一考していただきたい。健康教室はとても良い事業であるが、参加者の減少は否めない。呼び掛けの工夫や内容の工夫を再考していただきたい。
令和2年度	2・3	B	b	新型コロナウィルス感染症の影響により、保健推進員などと連携した健康教室がほとんど実施できなかつた。その一方で、地区的団体から感染症予防に関する健康教室の依頼があり、基本的な感染症対策と合わせ3密の回避などについて啓発を行つた。また、公民館や学童との連携による体験型の健康教育（出張！健康チェックカーズ）を実施し、子どもや働きざかりに対する健康の意識づけを行つた。	生活習慣病の重症化を予防するために、糖尿病・高血圧対策を重点に掲げ、関係機関と連携した健康教室を継続する。	評価訂正	B	a	コロナ禍の中において、できる活動を行っていただいたように思われる。コロナの収束が見えない中での活動は評価したい。引き続き活動の継続を願いたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

- 配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（5）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策

施策の方向：①均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う

事業名	ワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援制度の普及	総合計画	第4章 活力あふれる産業のまちづくり 第5節 安定した就労・雇用の支援
		各種計画	大崎市産業振興計画
事業推進課	産業商工課		

事業の目的	男女が共に仕事と家庭・地域における活動をバランスよく担えるよう啓発活動を実施する。
事業概要	<p>①企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組の啓発・促進 未来産業創造おおさきや大崎市工業会等の地域の企業の代表が一堂に会する総会等の機会に、チラシの配布等による情報提供を実施する。</p> <p>②広報、ウェブサイトによる周知 宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証制度など、ワーク・ライフ・バランスの各種支援制度について、広報誌、ウェブサイト及び市内商工団体の会報等へ掲載し、普及を促進する。</p>

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
①チラシ配布等の回数	2回	2回	4回(200%)	2回	2回(100%)	2回		2回		2回	
②宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けた市内事業者数	15社	15社	12社(80%)	15社	9社(60%)	15社		15社		15社	

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	内容	理由	令和3年度	令和4年度	令和5年度

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	4・5	B	b	働き方改革に関するセミナー（5月・3月）に加え、地場企業支援事業（ものづくり企業出張説明会にて2回）においても、参加企業等に対してリーフレットを配布するなど、事業者への周知回数を増やすことはできた。一方、宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けた市内事業者数は目標値に届かなかった。	②宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証制度についても、①に合わせて周知回数を増やすこととしたい。	評価妥当	B	b	企業の採用活動との関連付けなど、企業にとってのメリットを提示しながらの啓発は効果的であると考える。具体的な取り組みをイメージしやすいよう地元企業の事例を紹介するなど、効果的な手法を検討してはどうか。また、「女性のチカラを活かす企業」認証制度については、男女共同参画推進室との連携等により、効果的なPRに努めていただきたい。
令和2年度	4	B	c	新型コロナウイルス感染症拡大により実施予定でセミナー開催は2回のみであった。中小企業人材確保事業（ものづくり企業出張説明会）においても周知活動は困難であった。また、宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けた市内事業者数は大きく落ち込んだ。	企業では、新型コロナ感染症対応が優先であり、状況に応じた周知方法の検討しながら実施することとしたい。	評価妥当	B	c	コロナ禍の影響により、取り組みを進めることが難しいことは理解できるが、コロナ対策を機に働き方改革を進めた企業の例もあり、企業にとって有益な情報の提供等を模索していただきたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。

5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（5）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策

施策の方向：②農業・自営業へ従事する女性への支援を行う

事業名	農産加工クラブ開放講座への支援	総合計画	第4章 活力あふれる産業のまちづくり 第6節 魅力ある地域資源の活用と産業の連携
事業推進課	農林振興課	各種計画	大崎市産業振興計画
事業推進課		農林振興課	

事業の目的	農産加工技術の普及や農産物を加工することの喜び等を見いだす場を提供する。
事業概要	大崎市内の一般市民を対象に農産加工技術の普及や、農産物を加工することの喜びを感じ、伝統的な食品加工技術である「もち料理」や「味噌」などの発酵食などの食文化を指導・伝承するため開放講座の運営や場所の提供等を支援する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
農産加工クラブ開放講座 上段：開催数 下段：参加人数	3回	3回	3回 (100%)	3回	3回 (100%)	3回		3回		3回	
	96人	90人	97人 (108%)	90人	84人 (93%)	90人		90人		90人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目	内 容	理 由			

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2 ・ 3 ・ 4	A	b	開放講座は定員を超える応募があり、特に女性に限らず男性も参加するなど、男女共に農産加工を通して活動できる場を提供できた。開放講座を運営している大崎市古川農産加工クラブ連絡協議会が、今年度の宮城県農業・農村活性化女性グループ等表彰にて長年の功績が認められ、地域社会参画部門で最優秀賞を受賞した。	今後も開放講座等を通して男女共に参画できる場を提供していく。	評価妥当	A	b	数値目標を達成していることは評価できる。加えて、新たな担い手の育成に向けて、若い世代を巻き込んでいく必要があるのではないか。 異業種交流の機会を設けることで多様な視点の獲得と新たな事業展開の支援を図ってはどうか。
令和2年度	2 ・ 3 ・ 4	B	b	新型コロナ感染防止に配慮しながらの開催のため、試食等は行わず全て持ち帰るスタイルに変更したり、講座内容を変更し実施した。広報を見て初めて参加した転勤ママや親子で参加した方も見受けられた。講座によっては力を必要とする作業もあり、男性参加者に積極的にお願いする場面もあった。 開放講座を運営している大崎市古川農産加工クラブ連絡協議会が、第13回「宝の都(くに)・活性化貢献賞」を受賞した。	今年度初めて実施した焼肉のタレ作りが好評だった。参加者の意見を聞いて、講座内容や開催日程について協議していく。 これからも開放講座等を通して男女共に参画できる場を提供していく。	評価妥当	B	b	当該事業は、農産加工クラブ、参加者ともに満足度が高く、コロナ禍の中でも工夫して実施したことは評価したい。 一般市民への農産加工技術普及等を目的とした事業であるが、農産加工クラブのメンバーに女性が多いことや食文化に興味を持つ男性の参加があることなどを鑑み、「施策の方向」についての成果・評価について意識しながら取り組んでいただきたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢別、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（5）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策

施策の方向：③創業支援・新産業の創造支援を行う

事業名	創業支援機関等と連携した起業支援	総合計画	第4章 活力あふれる産業のまちづくり 第5節 安定した就労・雇用の支援
事業推進課	産業商工課	各種計画	大崎市産業振興計画
事業推進課		産業商工課	

事業の目的	創業を目指す女性への継続した支援を行う。
事業概要	創業支援施設「おおさきコワーキングスペース alata（アラタ）」の設置 おおさきコワーキングスペースの円滑な運営による交流の場・拠点づくりを推進しながら、創業支援機関である商工会議所・商工会及び金融機関等と連携し、起業支援体制を強化する。

【数値目標】

平成30年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
創業支援機関等の支援を受けた創業者数	32件	25件	23件(92%)	25件	20件(80%)	25件		25件	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目	内 容	理 由			

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2	A	b	市の創業支援連携事業者である、古川商工会議所、大崎商工会、玉造商工会、古川信用組合と連携し、起業に必要な知識を習得できる特定創業支援事業（創業塾）を始め、創業セミナー、相談会などを開催し、延べ251人に支援を行った。うち23人が創業に至った。	「食」や「観光」など地域資源をテーマとした特徴ある起業塾を開催し、新たな事業と雇用の場を創出していく。	評価訂正	B	b	女性を対象とした創業支援については、きめ細かく取り組んでおり評価できる。引き続き、ネットワーク支援を含めて継続的に取り組んでいただきたい。事業の目的に鑑みて、数値目標については、女性の創業者についてモニタリングしていく必要があるのではないか。
令和2年度	2	B	b	市の創業支援連携事業者（古川商工会議所・大崎商工会・玉造商工会・古川信用組合）と連携し、起業に必要な知識を習得できる特定創業支援事業（創業塾）を開催したが、コロナ対策で人数を限定したり中止となった事業もあった。創業セミナーや相談会等で延べ288人に支援を行った。うち20人が創業に至った。	セミナーで創業者に実体験を講演いただいている。今後もセミナーを通して創業後の経過を見守っていく。「農業」の新たな市場拡大について関係機関と連携し、支援していく。	評価妥当	B	b	創業前から創業後までの継続した支援としての様々な取り組みを評価したい。また、大崎市の資源を生かした「農業の新たな市場拡大」に期待したい。今後も、創業後5年間に実施している事業実施状況調査から課題やニーズを抽出して柔軟に取り組んでいただきたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。

5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（5）就業分野における男女共同参画の推進に関する施策

施策の方向：④市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する

事業名	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた職場環境づくり	総合計画	第1章 市民が主役協働のまちづくり 第3節 市民の生活を支える行財政改革の推進
事業推進課	人財育成課	各種計画	大崎市特定事業主行動計画

事業の目的	生き生きと活躍できる職場環境づくりにより、仕事と家庭生活の両立の実現を図る。
事業概要	<p>①時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得推進 職員が健康で能力を発揮でき、家族・友人との充実した時間、自己啓発、地域活動への参加のための時間を確保するため、ノー残業デーの周知徹底と年次有給休暇の取得を促す。</p> <p>②男性職員の育児休業、特別休暇の取得促進 出産後の配偶者支援、男性の家事・育児参画を推進するため、休暇制度及び手続方法の周知により育児休業の取得を促す。</p>

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
①時間外勤務が1年間に240時間を超える職員 上段：市長部局等 下段：市民病院	8%	3%以内	10% (29%)	3%以内	7% (41%)	11%以内		10%以内		9%以内	
①年間の年次有給休暇取得日数 上段：市長部局等 下段：市民病院	10.4日	15日	10.5日 (70%)	15日	10.5日 (70%)	11日		12日		13日	
②男性の育児休業取得率(令和元・2年度は市民病院除く)	0%	5%	18% (360%)	5%	25% (500%)	7%		7%		8%	
②男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率 上段：市長部局等 下段：市民病院						66%		70%		73%	
						73%		74%		76%	

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	中間年で見直しを行った項目・内容・理由		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	内 容	理 由			
①時間外勤務が1年間に240時間を超える職員	時間外勤務が1年間に240時間を超える職員の割合を見直す（管理職員除く）	実績による見直し及び令和2年度までは分母に管理職員の人数を含めていたが、令和3年度より「特定事業主行動計画」に合わせ、管理職員数を除くこととした。	変更前：3%以内 変更後：(市長部局等) 11%以内 (市民病院) 9%以内	変更前：3%以内 変更後：(市長部局等) 10%以内 (市民病院) 9%以内	変更前：3%以内 変更後：(市長部局等) 9%以内 (市民病院) 8%以内
①年間の年次有給休暇取得日数	年間の年次有給休暇取得日数の見直し	「特定事業主行動計画」に合わせた見直し	変更前：15日 変更後：(市長部局等) 11日 (市民病院) 6日	変更前：15日 変更後：(市長部局等) 12日 (市民病院) 7日	変更前：15日 変更後：(市長部局等) 13日 (市民病院) 8日
②男性の育児休業取得率	男性の育児休業取得率の見直し	「特定事業主行動計画」に合わせた見直し	変更前：5% 変更後：7%	変更前：5% 変更後：7%	変更前：5% 変更後：8%
②男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率	【追加】 男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率	男性職員の育児参加を促進するため	(市長部局等) 66% (市民病院) 73%	(市長部局等) 70% (市民病院) 74%	(市長部局等) 73% (市民病院) 76%

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	5	B	b	時間外勤務については、令和元年東日本台風の影響により、平成30年度の実績から2%増加した。年次有給休暇の取得状況は、変化はなく横ばいの結果となった。育児休業の男性取得については、制度周知の資料を作成したこともあり、令和元年度中の男性の新規育児休業取得可能者11名のうち、2名が取得した。	管理職のマネジメントによる業務量平準化を進め、時間外勤務の縮減と年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを推進する。育児休業についても、男性職員取得に係る意識啓発を図る。	評価妥当	B	b	時間外勤務や年次有給休暇取得日数については、災害発生などの要因は理解できるが、引き続き目標達成に向けて取り組んでいただきたい。 取得期間、取得率の向上に向けては、取得者の感想などを職員内で共有するなど、取得の具体的なイメージを持ち、また、長期休業を取得したことで、不安にならない職場環境作りが重要である。
令和2年度	5	B	a	時間外勤務については、台風等の被害もなく前年度から減少したが、新型コロナウイルス感染症への対応等により目標値には達しなかった。また、年次有給休暇の取得状況は、変化はなく横ばいの結果となった。 男性の育児休業取得については、昨年度作成した制度周知用のパンフレットに体験談を盛り込むなどして男性職員の育児参加を促した。令和2年度中の男性の新規育児休業取得可能者8人のうち、2名が取得した。	管理職マネジメント能力の強化、職員が情報を共有し相互に協力・尊重しあう職場を醸成することにより、時間外勤務の縮減と年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進する。 引き続き育児休業及び育児参加特別休暇の取得に係る制度・体験談を周知することで、職員の意識啓発を図る。	評価妥当	B	a	男性の育児休業取得について、制度周知に体験談を盛り込むなどの工夫は評価したい。しかしながら、取得者の休業期間が短く、ワーク・ライフ・バランスが実現されているとは言い難い状況である。今後は、育児休業期間や休業中の過ごし方などにも目を向けて取り組んでいただきたい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

- 配慮した項目
- 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 - 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 - 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢別、職種別等）
 - 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。

5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

- 達成度
- A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
- 事業評価
- A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
- 進捗状況
- a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（6）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
 施策の方向：①保育サービスや子育て支援の充実を図る

事業名	多様な保育サービスの提供	総合計画	第5章 地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第5節 環境の変化に対応した子育て支援の充実
事業推進課	子ども保育課	各種計画	子ども・子育て支援事業計画
事業の目的	共働きや就労形態等により保育の必要な児童を保護者が安心して預けられる保育サービスを提供する。		

事業の目的	共働きや就労形態等により保育の必要な児童を保護者が安心して預けられる保育サービスを提供する。
事業概要	<p>①公立保育所（8箇所）・私立保育所（23箇所）・認定こども園（5箇所）・地域型保育施設（16箇所）での保育 通常保育、障がい児保育、病児保育、病後児保育、アレルギー除去食の提供の実施</p> <p>②延長保育事業の実施 保育標準時間（7:00～18:00）、保育短時間（8:00～16:00）の前後で、7:00～19:00まで保育時間を延長して児童を保育する事業</p>

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
保育施設数と入所児童数 (参考指標)	2,857人 36箇所		2,889人 35箇所		2,869人 35箇所						
入所待機児童数 (4月1日現在)	64人	0人	39人(61%)	0人	47人(53%)	0人		0人		0人	
①障がい児保育実施保育所数	17箇所	16箇所	17箇所(106%)	16箇所	17箇所(106%)	18箇所		18箇所		18箇所	
②延長保育実施保育所数	36箇所	35箇所	35箇所(100%)	35箇所	35箇所(100%)	37箇所		38箇所		38箇所	

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	内 容	理 由	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①障がい児保育実施保育所数	目標値を16箇所から18箇所に修正	保育施設の新規開設等により、受入可能施設が増となるため。	変更前：16箇所 変更後：18箇所	変更前：16箇所 変更後：18箇所	変更前：16箇所 変更後：18箇所
②延長保育実施保育所数	目標値を35箇所から37箇所に、令和4年度以降は38箇所に修正	保育施設の新規開設等により、延長保育実施施設が増となるため。	変更前：35箇所 変更後：37箇所	変更前：35箇所 変更後：38箇所	変更前：35箇所 変更後：38箇所

【全体評価】

	担当課評価					審議会評価			
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2・3	B	b	通常保育、障がい児保育、病児保育、アレルギー除去食の提供等の支援を行った。 延長保育は、認定こども園への移行があり、より多くの利用希望者の受け入れができた。	多様な保育サービスの受け入れ体制を整え充足できるよう努める。	評価妥当	B	b	待機児童の解消に力を入れ、保育施設の増設や定員増のための取り組みをおこなっていることは評価できるが、病児・病後保育も障害児保育も、十分な数が供給できているとは言い難い。夜間保育も、市民の多様な働き方にもとづく生活時間を想定するならば早急に整備が求められる。保育は子育てのなかでも限られた期間ではあるが、そのサービスを充実させることは、大崎市への生産年齢人口の移住・定住を増大させるためへの鍵となる。
令和2年度	2・3	B	b	通常保育、障がい児保育、病後児保育、アレルギー除去食の提供等の支援を行った。 延長保育は、全ての保育施設で実施している。 障がい児保育は、児童の状態に応じた保育を実施した。	新規施設が開園となり、障がい児保育、延長保育、病児保育の実施事業者数が増となる。 引き続き、多様な保育サービスの受け入れ体制を整え、充足できるよう努める。	評価妥当	B	b	提供している病後児保育施設サービスについて、利用者が増えない要因の分析や、同種の事業所との交流を進めて問題点を把握するなど、市としての役割を果たすことを期待する。保育士の男女比は、男性保育士2.7%のことであった。全国(4.0%:厚生労働省(令和2年)「保育の現況・職業の魅力向上検討会 資料」)と似た傾向ではあるが、全国的にそうだからといってそれでよいということにはならない。保育士という職種にはジェンダー(社会的につくられた性別)の偏りがあることに目を向け、待遇など改善に向けた施策に着手するなどしてほしい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

- 配慮した項目
- 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 - 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 - 3事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 - 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 - 5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度
事業評価
進捗状況

A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（6）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策

施策の方向：①保育サービスや子育て支援の充実を図る

事業名	放課後児童クラブの実施	総合計画	第5章 地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第5節 環境の変化に対応した子育て支援の充実
事業推進課	子育て支援課	各種計画	子ども・子育て支援事業計画
事業推進課			

事業の目的	児童に適切な遊びを与え、児童の健全な育成を行い、保護者の就労を拡大しつつ、家庭内における性別役割分担や性別による偏りを解消する。
事業概要	放課後に留守家庭となる児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、家庭にかわる安全で安心な居場所として実施する。

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
放課後児童クラブ登録者数	1,472人	1,655人	1,567人(95%)	1,655人	1,536人(92%)	1,665人		1,665人		1,665人	
放課後児童クラブ施設数	29箇所	31箇所	33箇所(106%)	31箇所	33箇所(106%)	35箇所		35箇所		35箇所	
放課後児童クラブ年間利用児童数(延べ)	237,989人	240,000人	231,490人(96%)	240,000人	217,788人(90%)	240,000人		240,000人		240,000人	

※各数値には、学童保育（事業番号70）による施設数・児童数も含む

【変更事項（変更した場合に記載】

項目	中間年で見直しを行った項目・内容・理由		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	内 容	理 由			
放課後児童クラブ登録者数	令和3年度以降の目標値（放課後児童クラブ登録者数）	子ども・子育て支援事業計画の確保量に修正を行うため。	変更前: 1,695人 変更後: 1,665人	変更前: 1,695人 変更後: 1,665人	変更前: 1,695人 変更後: 1,665人
放課後児童クラブ施設数	令和3年度以降の目標値（放課後児童クラブ施設数）	古川第五小敷地内の2放課後児童クラブを新設したため。	変更前: 31箇所 変更後: 35箇所	変更前: 31箇所 変更後: 35箇所	変更前: 31箇所 変更後: 35箇所
放課後児童クラブ年間利用児童数(延べ)	令和3年度以降の目標値（放課後児童クラブ年間利用児童数(延べ)）	児童数の減少傾向から目標値を令和2年度据え置きとしたもの。	変更前: 245,000人 変更後: 240,000人	変更前: 245,000人 変更後: 240,000人	変更前: 245,000人 変更後: 240,000人

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2	B	a	令和元年11月に子育て拠点施設の整備が完了し、わかつば放課後児童クラブの定員拡大を実施することで、待機児童を解消し、子どもを預ける家庭の性別役割分担の軽減を図った。	待機児童が発生している古川第五小の敷地内に放課後児童クラブ（サテライト室）の整備を実施し、子どもを預ける家庭の性別役割分担の軽減を図る。	評価妥当	B	a	児童クラブで子どもたちが時間を過ごすにあたって、例え必要のない場面で男女別の集団統制をおこなったり、ステレオタイプのジェンダーを植え付けたりすることのないよう、まずは実態の把握に努めてほしい。定員超過のため利用を控えたり、自由来館せざるをえない子どもたちが出ないようにしてほしい。
令和2年度	2	B	a	古川第五小学校敷地内に放課後児童クラブ（サテライト室）新設により定員を拡大し、待機児童の解消及び子どもを預ける家庭の性別役割分担の軽減を図るとともに、放課後児童クラブ等の保育現場を訪問し、引き続き実態の把握に努めた。	整備計画に基づく施設整備が完了したことから、利用ニーズ動向を注視していくとともに、施設実地確認を引き続き実施し、実態把握を行う。	評価妥当	B	a	放課後児童クラブの場の提供により待機児童を解消することに加え、そこで子どもたちが何を学びどのような成長を遂げるか、またそこに子どもの安心・安全が確保されているかということに注視しながら、事業を推進してほしい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

- 配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（6）家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策

施策の方向： ②子育てに関する相談体制の充実を図る

事業名	子育て支援センターでの育児相談や情報提供	総合計画	第5章 地域で支え合い 健康で元気なまちづくり 第5節 環境の変化に対応した子育て支援の充実
事業推進課	子育て支援課	各種計画	子ども・子育て支援事業計画
事業推進課			

事業の目的	核家族化の進行等により、親の子育てに対する身体的・心理的負担が増大しており、育児不安が少しでも解消され安心して子育てが出来るよう、また、子育てを楽しいと感じてもらえるよう支援を行う。
事業概要	<p>①各子育て支援センター（7地域）相談受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話、面接、訪問による随時対応（月～金、8：30～17：00） ・関係機関との連携と情報共有 ・すくすくの日、母子通園事業（子育てわくわくランド） <p>②子育て親子の交流の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各支援センターだより（地域ごとの活動・予定を掲載）の発行 ・子育て一ロメモの提供・掲載（子育てわくわくランド、市ウェブサイト、タウン情報誌等） ・年齢別サークルの実施、サークル活動等への支援

【数値目標】

	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
①育児相談件数 (参考指標)	1,797人			1,700人		1,270人					
②センターだより発行回数	89回	85回	89回 (104%)	85回	89回 (104%)	89回		89回		89回	
③サークル活動利用者数（延べ）	5,338人	6,500人	3,498人 (54%)	6,500人	1,070人 (16%)	6,500人		6,500人		6,500人	

【変更事項（変更した場合に記載）】

中間年で見直しを行った項目・内容・理由			令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目	内 容	理 由			
②センターだより発行回数	目標値設定の見直し・検討	3年連続、目標値が上回っているため見直しを行つた	変更前：85回 変更後：89回	変更前：85回 変更後：89回	変更前：85回 変更後：89回

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	2	B	b	②のサークル活動利用者数の減少の理由としては、地域的に子どもの出生数が減少傾向にあることと、0歳児から保育所へ入所する子どもが多くなってきていることが考えられる。年齢別や合同サークルでは、親子が楽しめる内容を工夫し、参加者にも好評を得ているが、地区サークルの参加者数は年々減少しており、各地区サークルの在り方の見直しが必要と考えている。	参加者数が見込めない地区サークルの回数を減らし、合同サークルの開催を増やし、今の親子のニーズに合った内容を工夫し、母親のリフレッシュできる内容等を取り入れ、参加者の満足度を上げていきたい。	評価妥当	B	b	行政として子育てサークルの活動を活性化させなければならないということが目的化しており、現状に合わない施策を展開しているように見える。市民の自発的な自主サークルの支援にもっと力を入れ、活動を支援するための費用を予算化したり、情報発信の具体的なサポートをおこなうなど、実効性のある施策の展開を望む。
令和2年度	2	B	b	令和2年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、人數制限を設けての実施となった。支援センターでは、年齢別サークル、パパサークル、ママサークル、異年齢児サークルなど幅広い対象のサークル活動を展開できた。各サークルとも人気が高く、人數制限を上回るほどの申し込みがあった。市内の自主サークルにおいては、サークルの紹介チラシを作成し、館内や保健福祉センターへの掲示のほか、市ウェブサイトから自主サークルのウェブサイトにアクセスできるようリンクを貼って周知できるようにした。また、これまで同様、各自主サークルも活用できる、外部講師を招いての講座を開催したり、自主サークル同士の交流の場・会員同士の連携が図れる場を設けてきたが、コロナ禍により、自主的な制限の中での実施となつた。	各地域の在宅対象となる親子が減少傾向にある中、支援センターとしての役割を再検討したり、昨年同様、親子のニーズに合った内容を工夫しながら計画を立てている。また、自主サークルの周知については、広報誌の掲載や市のウェブサイトを活用している。自主サークルの支援については、子育て講座などをを利用して、自主サークルのPRの場を設け、サークル活動に還元できるようにしていきたい。	評価妥当	B	b	コロナ禍で出産・子育てに不安を感じる人、友人・知人と連絡がつかず孤独な子育てに直面している人は多数いるはずである。センター利用者数が減り、育児相談の数も減っている状況の中では、センターに足を運んでもらうだけでなく、アウトリーチ型の子育て支援など新しい取り組みを検討してほしい。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者または参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

基本的施策：（7）男女共同参画の推進に関する調査及び研究
 施策の方向：②男女共同参画推進基本計画の推進を図る

事業名	男女共同参画プロジェクトの推進	総合計画	第1章 市民が主役 協働のまちづくり 第2節 男女が共に担うまちづくり
事業推進課	男女共同参画推進室	各種計画	

事業の目的	男女共同参画の視点から、社会情勢の変化に対応し、関係機関と連携しながら新たな行政需要の解決を図る。
事業概要	<p>プロジェクト・チームを設置し、関係課の連携のもとで具体的な実践項目の調査・研究及び企画・立案を行い、事業を実践する。</p> <p>【生命を守るプロジェクト（継続プロジェクト）】 事業番号14「中高生を対象としたデートDV予防学習会」を中心に、学校教育課、健康推進課、各小中学校と連携しながら展開をしていく。</p> <p>【宝をつなぐプロジェクト（新規プロジェクト）】 男女共同参画推進に関する新規事業を、おおむね1～2年の期間で調査・研究から実践までを行い、その後内容を見直しながら取り組んでいく。</p>

【数値目標】

項目	平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)	目標値	実績(達成度)
男女共同参画推進プロジェクトによる主要な事業実施回数	4回	3回	5回 (166%)	4回	6回 (150%)	4回		5回		5回	
プロジェクト会議の開催回数 (参考数値)	2回		6回		6回						

【変更事項（変更した場合に記載）】

項目	内 容	理 由	令和3年度	令和4年度	令和5年度

【全体評価】

	担当課評価				審議会評価				
	配慮した項目	達成度	進捗状況	事業実施結果または実績	次年度へ向けて	評価検証	事業評価	進捗状況	コメント
令和元年度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	A	a	【生命を守るプロジェクト】市内事業所管理職等を対象としたリプロ研修会、中高生を対象としたデートDV予防学習会を開催。リプロの普及啓発として、チラシを作成し成人式にて新成人に配布、ポスターを作成し市内ドラッグストア等へ掲示依頼した。 【宝をつなぐプロジェクト】庁内推進委員会委員によるワーク・ライフ・バランスに関するワークショップを開催した。	二つのそれぞれのプロジェクトについて、関係課連携のもとでプロジェクトチームにて企画・立案し実践につなげていく。市役所若手・中堅職員を対象にワーク・ライフ・バランスに関する意見交換会を開催する。	評価訂正	A	b	【生命を守るプロジェクト】PTAや地域の人々を巻き込んだ啓発と理解の促進が必要である。人権啓発のビデオは法務省等で作成したものがインターネット上で無料配信されており気軽に視聴できるので、積極的に活用してはどうか。【宝をつなぐプロジェクト】庁内職員の意識啓発がこのプロジェクトの目的ではなかったはずである。プロジェクトの趣旨をもう一度確認し、事業内容を根本から見直してほしい。
令和2年度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	A	b	【生命を守るプロジェクト】リプロ啓発のためのリーフレットを作成し、男女共同参画セミナーで配布した。また、ポスターを作成し市管理の公衆トイレ等に掲示した。 【宝をつなぐプロジェクト】ワーク・ライフ・バランスに関して、入庁から5年程度の職員を対象としたワークショップを開催し、提案された意見を今後の職場環境整備及び職員育成に反映させた。	作成したリプロのリーフレット配布対象者とポスター設置箇所の拡大を図る。ワーク・ライフ・バランスに関する取組みを継続しつつ、市民を対象としたプロジェクトに取組むこととする。	評価訂正	B	b	【生命を守るプロジェクト】については、事業の継続をお願いしたい。 【宝をつなぐプロジェクト】は、令和5年度に向けて計画的に事業を実施してほしい。このプロジェクトの趣旨は地域の「宝」をつなげることにある。市民を巻き込んだプロジェクトの実現に期待する。
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

配慮した項目 1企画や立案段階で、男女共に参画するまたは意見を聞くことに努めたか。
 2男女共に利用しやすい環境とする配慮に努めたか。（情報提供方法、日時や場所等）
 3事業対象者また参加者の現状把握に努めたか。（男女別、年齢制、職種別等）
 4男女共同参画推進のため、他の部署や国・県、他市との連携に努めたか。
 5一層の充実を目指して、意欲的な取組みに努めたか。

達成度 A実施できた（100%以上） Bある程度実施できた（70%以上） Cほとんど実施できなかった
 事業評価 A実施できた Bある程度実施できた Cほとんど実施できなかった
 進捗状況 a進んだ b現状維持 c全く進んでいない（後退した）

男女共同参画プロジェクトの実施状況

★ 生命を守るプロジェクト（継続プロジェクト）★

1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツのリーフレットを作成



リーフレットを作成し、男女共同参画セミナーで配布をした。次年度は、延期となった成人式で配布をし、さらに配布機会を増やすこととする。

2 リプロダクティブ・ヘルス／ライツのポスターを作成



ポスターを作成し、市内の公共トイレ（12箇所）、道の駅おおさき、古川食の蔵醸室、市役所庁舎へ掲示をした。ポスターは、目に止まるようデザインを一新し、詳しい内容については、QRコードでリーフレットへ展開するよう工夫した。次年度は、さらに掲示場所を増やすこととする。

3 中学生を対象としたデートDV予防学習会の実施



市立中学校9校（未実施2校）へ外部講師を派遣し開催をした。生徒を対象に事前アンケートを実施し、生徒の悩みなどを事前に把握することで、より身近な学習会なるよう配慮した。次年度は、国が進める「生命の安全教育」の方針を踏まえ、性・生命の大切さを中心とした学習会の実施校を増やすこととする。

4 男女共同参画セミナー「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の実施



産婦人科医師を講師に10代～20代を対象としたセミナーを実施した。会場に出張図書館（関連図書展示・貸出）とリプロ情報コーナー（各種リーフレットの配布・大崎市市民の禁煙をすすめる会の展示・性教育サイトの紹介）を設置し、リプロの啓発に努めた。次年度においても10代～20代を対象に継続して実施する。

5 「生命の安全教育」実施に係るアンケートの実施

市立小学校 25 校（回答 23 校）を対象にアンケートを実施した。次年度は、アンケート結果を参考に、小学校へ対し「生命の安全教育」に関する働きかけを行う。

性犯罪・性暴力対策強化の方針で示された「学校教育」の場における取組内容について、実施していますか。
 実施した 18 校
 実施していない 5 校

大崎市で外部講師を活用した「生命の安全教育」に関する学習会を企画した場合、利用しますか。
 利用する 20 校
 利用しない 3 校

☆ 宝つなぐプロジェクト（新規プロジェクト）☆

1 男女共同参画ワークショップ



入庁から 5 年程度の職員を対象にワークショップを開催した。始めにワーク・ライフ・バランスについての理解を深めることを目的とし、外部講師より民間企業での取組事例を紹介いただいた。その後、「働きやすい“風通しの良い職場”を考えよう」「長時間労働解消のための業務改善を考えよう」をテーマとし 6 班に分かれワークショップを行った。来年度は、ワークショップで出された意見から実現可能なものについて取り組むとともに、市民を対象としたプロジェクトについて企画・検討することとする。

第 8 期男女共同参画庁内推進委員プロジェクト・チーム（令和 3 年 3 月 31 日まで）

いのち 生命を守るプロジェクト

所 属	氏 名
総務部人財育成課	佐々木 智 保
総務部防災安全課	赤澤 翔馬
民生部子育て支援課	佐藤 ゆかり
民生部高齢介護課	加藤 喜江
民生部健康推進課	長内 さゆり
建設部建築指導課	小野田 文香
教育部学校教育課	大沼 千代
松山総合支所地域振興課	相澤 伸治
岩出山総合支所地域振興課	佐々木 孝浩

宝つなぐプロジェクト

所 属	氏 名
市民協働推進部政策課	遠藤 愛
産業経済部産業商工課	武山 優
産業経済部農林振興課	三浦 加代子
教育部生涯学習課	佐野 倫明
農業委員会事務局	後藤 里江子
三本木総合支所地域振興課	櫻田 隆司
鹿島台総合支所地域振興課	加藤 拓也
田尻総合支所地域振興課	松坂 祐希
鳴子総合支所地域振興課	菅原 直樹

4 大崎市男女共同参画推進審議会の意見

写

大崎共審第15号
令和3年10月12日

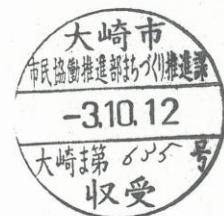
大崎市長 伊藤康志様

大崎市男女共同参画推進審議会
会長 菅原真枝



令和2年度大崎市男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の
事業評価について（答申）

令和3年7月28日付け大崎ま第389号で諮問されたことについては、
当審議会の意見を付し、別紙のとおり答申します。



第8期大崎市男女共同参画推進審議会委員名簿

	所 屬 等	氏 名	備 考
1	公 募	相澤 恵美子	市民代表 (第1号委員)
2	古川地域まちづくり協議会	會田 征子	市民代表 (第1号委員)
3	松山地域まちづくり協議会	齋藤 美智子	市民代表 (第1号委員)
4	三本木地域まちづくり協議会	鈴木 晴美	市民代表 (第1号委員)
5	鹿島台地域まちづくり協議会	鈴木 美恵子	市民代表 (第1号委員)
6	岩出山地域まちづくり協議会	氏家 美津枝	市民代表 (第1号委員)
7	鳴子温泉地域まちづくり協議会	高橋 一幸	市民代表 (第1号委員)
8	田尻地域まちづくり協議会	伊藤 周太	市民代表 (第1号委員)
9	大崎市立小・中学校校長会 (大崎市立田尻小学校長)	一條 美奈	各種団体代表 (第2号委員)
10	大崎市工業会 (東北電力株式会社古川電力センター所長代理)	佐々木 英孝	各種団体代表 (第2号委員)
11	大崎市地域婦人団体連絡協議会 (三本木婦人会長)	加藤 牧子	各種団体代表 (第2号委員)
12	大崎市P T A連合会 (松山中学校 PTA会長) ※R3.7.1~	寺田 政信	各種団体代表 (第2号委員)
13	東北学院大学教養学部 (地域構想学科教授)	菅原 真枝	学識経験者 (第3号委員)
14	公益財団法人 せんだい男女共同参画財団 (総務企画課長)	渡邊 ひろみ	学識経験者 (第3号委員)
15	社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会 (総務企画課長)	遊佐 丈	学識経験者 (第3号委員)

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

令和2年度大崎市男女共同参画の推進に関する施策の
実施状況の事業評価について（答申）

令和3年10月12日

大崎市男女共同参画推進審議会

1 第3次大崎市男女共同参画推進基本計画アクションプランの事業評価・進捗に係る所見

本審議会は、標記対象事業に対して大崎市男女共同参画庁内推進本部が承認した事業評価及び進捗状況について審議し、以下のような結論に達した。

なお、アクションプランについては、必要に応じてコメントまたは意見を付すものとした。

(1) 結論の概要

事業評価・進捗状況判断につき、それを妥当と判断するもの・・・・	2 3 事業
事業評価・進捗状況判断につき、それを変更すべきと考えるもの・・・	4 事業

(2) 今後の施策のあり方について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、計画どおりの事業実施は困難を極めただろうと推察されるが、実施形態の工夫や内容変更等の臨機応変な対応により、可能な限り市民生活に影響がでないよう尽力いただいた点を、まずは高く評価したい。日常生活のあらゆる場面で制限が求められ、人と人とのつながりがますます希薄化していくこのコロナ禍においてこそ、大崎市男女共同参画推進基本条例が掲げる「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会」という基本理念が重要性を増していることは明らかである。

また、国連サミットで採択されたSDGs（「持続可能な開発目標」）において「ジェンダー平等」が第5のゴールとして位置づけられていることにも、しっかりと目を向けて事業を推進する必要がある。すなわち、性別に関わらず、すべての人が平等に責任や権利や機会を分かちあい、社会に参画していくことが強く求められているということを、市職員は十分認識し、全ての事業の実施において男女共同参画の視点を意識的に取り入れるよう努めていただきたい。

市民が誰ひとりとして取り残されることなく、その尊厳が守られ、いきいきと生活を営むことができるよう、市全体として男女共同参画の明確なビジョンをもって事業を推進することを期待している。

①昨年度の答申に対する取り組み状況の評価

一方で、昨年度、我々が提出した答申の主たる要望に関して、大きな進展が見られなかつたことは、極めて遺憾である。昨年の答申内容に盛り込んだ「①市民にとってわかりやすい男女共同参画の発信と質的保証」「②自己目的化した各種事業から一歩踏み込んだ事業の展開」「③『宝をつなぐプロジェクト』の計画的な実行」のいずれも、改善に取り組んだと言える内容はほとんど認められなかった。審議会からの意見が、実際に事業のあり方を見直そうとしたり、新たな事業展開に結びつけようとする事業推進課の動きに結びつかなかつたことは、誠に残念である。時期的に、市として新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対策に力を入れなければならなかつたという事情はあったとしても、市民の健やかな生活の基盤となる男女共同参画の課題を後回しにしてよいということにはならない。

②今後の取り組みに対する要望

昨年と同様の内容になるが、審議会としては、市に対して改めて、「①市民にとってわかりやすい男女共同参画の発信と質的保証」「②自己目的化した各種事業から一步踏み込んだ事業の展開」「③『宝をつなぐプロジェクト』の計画的な実行」をお願いしたい。

これら3つの要望の中には、すぐに具体的な成果をあげることは困難なものもあるかもしれないが、例えば市民にとってわかりやすく相談窓口の情報を掲載するようウェブサイトのレイアウトの一部を変更したり、新しい試みとして「生命（いのち）の安全教育モデル推進校」を設置するなど、具体的な取り組みに着手できるところは早急に対応を検討していただきたい。

③男女共同参画推進室の役割

上記の3つの要望に加えて、今年度の審議会委員が一致した意見として、「男女共同参画推進室が市全体の男女共同参画の推進の舵を積極的に握り、その全体をデザインしていくことの重要性」が挙げられる。事業推進課は当然のことながら、それぞれの分野の推進計画にしたがって事業を推進していく。しかし、その全体を俯瞰し、よりよい社会、すなわち全ての市民がそれに与えられた場所で自分らしく生き、学び成長し、老いていくことのできる社会へと導いていくような存在が必要である。男女共同参画推進室は、まさにその役割を担わなければならない。第3次大崎市男女共同参画推進基本計画の推進が中盤に差し掛かろうとしているいまこそ、男女共同参画推進室が果たす役割は大きいと考えられる。今後の働きに期待したい。

最後になるが、今年度の答申をまとめるにあたり、審議会としてできる限り現場の事情を知ったうえで事業の評価・検証をおこなうため、3つの作業部会において一部の事業推進課に対するヒアリングを実施したほか、事業に関連する施設を訪問し、担当者にお話をうかがった。多忙な中にもかかわらずご協力いただいた事業推進課及び施設の職員の方々に、この場を借りて感謝申し上げる。

参考:令和元年度大崎市男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の事業評価について(答申)前文より一部抜粋

①市民にとってわかりやすい男女共同参画の発信と質的保証

本市の男女共同参画の取り組みが、市民の目からは見えにくいという実状がある。

例えば現在、市のホームページには「相談窓口」として「男女共同参画相談」をはじめいくつかの窓口の一覧が一つのページ内に掲載されている。しかし市民の側からすると、相談しようとする悩みの背景にいくつもの複雑な要因を同時に抱えているかもしれません、果たしてどの相談窓口に悩みを打ち明けてよいのか、その一覧を見ただけでは判断がつかず相談を諦めてしまうようなことも大いに考えられる。

確かに第2次基本計画において、庁内の縦割り業務の改善を図り、各課の連携を図ることによって、市民からの様々な相談にも適切に対処できるよう、庁内ネットワーク会議が確立され一定の機能を果たしてきた。しかしいくら各課で連携がとれているとしても、その実状を（その存在さえも）市民の多くは知ることができない。また、庁内ネットワークと言ってもそれは各課の情報共有にとどまっている可能性が否定できず、問題の実際の解決に向けてどれほど実効性のある連携が行われているのかをチェックする体制も整えられていない。さらには、実際に市として対応した相談事案に関して、それぞれどのようなプロセスを経て解決にいたったのか、その方法は適切であったのかどうか等について、一つひとつ検証する作業も必要であろう。大切なのは相談体制の整備そのものではなく、それがいかに機能しているかである。

男女共同参画の推進のために必要な仕掛けづくりが第2次基本計画までの間にある程度整ったのだとすれば、**今回の第3次基本計画の推進において求められるべきは、市民が男女共同参画というテーマを身近なものとして感じられるよう情報発信のあり方を模索するとともに、真に実効性のある事業を推進し、男女共同参画のあり方を質的に向上しようとする視点である。**

②自己目的化した各種事業から一步踏み込んだ事業の展開

①にも関連することだが、本市が実施している男女共同参画の推進に関わる数多くの事業の中には、その事業を実施することそれ自体が目的化してしまっているように見受けられるものがある。

例えば行政サービスの一つとして、市民に公共施設を積極的に利用してもらうことが望ましいのは確かではあるが、一定数の利用者数の確保という目標値の達成に向けて実績をあげるために、市民のニーズに必ずしもそぐわない当事者交流の場を毎年同じように提供するような事業を展開していても、利用者数の増大は見込めないであろう。それよりは市民の声に耳を傾けて、その自発的な活動をサポートすることに力を入れることのほうが有用である。

学校教育における男女共同参画に関する学習機会の提供も、ただ形式的に行えばよいというのではなく、いま社会的に問題となっているSNSを介したトラブルや誰もが抱える行き場のないストレス、生きづらさなどのテーマにしっかりと踏み込んだ学習内容を提供していく必要がある。

男女共同参画を推進していくための手段としての事業の推進が、自己目的化してしまってはならない。今、行おうとしている事業が、市民のニーズ、そして社会の実情に合ったものなのか、その内容を精査し、絶えず新しい発想で事業が展開されていくことを強く望む。

③「宝をつなぐプロジェクト」の計画的な実行

第3次基本計画の目玉となっているのが、「宝をつなぐプロジェクト」である。審議会の立場から見ると他の事業はどうしても単年度ごとにしか評価できない側面が大きいのに対し、この「宝をつなぐプロジェクト」は、第3次基本計画が進行する5年間を通じて中期的に実行しうる事業であり、審議会としてはその事業の展開に大いに期待するものである。

大崎市には多くの「宝」が存在している。**自然環境、人、モノ、ネットワークといった豊かな地域資源を掘り起こし、活用することによって、大崎市が抱える固有の課題の解決に向けて動き出していただきたい。**このようにして「宝」を掘り起こすことは、大崎市男女共同参画基本条例にあるとおり、まさに「豊饒の大地が育んだ先人の優れた英知を結実させ、すべての人が、その性別にかかわりなく一人の人間として大切にされ、一人ひとりが個性豊かに生きることができる、そのような大崎市を築く」ことへと結実する。

ぜひとも行政と市民が一体となって取り組み、対外的にも大きく注目されるようなプロジェクトとして実現してもらいたい。

2 基本的施策に係る総合所見

基本的施策① 市民及び事業者の理解を深めるための施策

【これからの中社会を担う若い世代への働きかけ】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は人々の生活に大きな影響を及ぼし、とりわけ女性に深刻な影響を与えており、平常時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことが顕在化したものであると言われている。「市民及び事業者の理解を深めるための施策」は男女共同参画推進に関する様々な施策を進めるベースとなるものである。対象者に合わせて内容や手法を変えるなど、男女共同参画が自らの生活や活動と関連していると感じられるような工夫が必要である。

特に、女性に対する暴力の撲滅や人権尊重、政策決定過程への女性の参画は重要であり、なかでも女性人材リストへの登録や審議員への登用が図られたことを評価したい。多様な市民が生き生きと暮らすまちづくりにおいて、市女性職員のキャリア形成・管理職への登用をはじめとして女性がリーダーシップを発揮するための支援をさらに進めるとともに、男性やこれからの中社会を担う若い世代への働きかけも不可欠である。

コロナ禍により取り組みを進め難い状況ではあるが、男女共同参画社会の実現に向けて確実に取り組みを進めていただきたい。

基本的施策② 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策

【幼小中高における道徳教育と生命（いのち）の安全教育の体系化】

昨今の現代社会は、家庭教育力の低下や地域の高齢化、人間関係の希薄化等、児童生徒が健やかに成長するのに多くの問題を抱えている。このような中「一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会」を将来構築する幼児・児童・生徒の育成を担う学校教育や社会教育への期待は大きく、施策の推進を切に願っている。

そこで、義務教育段階である小中学校における道徳教育や道徳科における適切な指導はもちろん、学びの土台となる幼児期における道徳性・規範意識の涵養、社会に密接に関わる高校時代における道徳教育の推進を望む。さらには幼小中高における「生命（いのち）の安全教育」カリキュラムの体系化を図り、「生命（いのち）の安全教育」等男女共同参画に関する教職員や保護者等の研修機会を望む。それらの研修を実現させるための外部講師選定一覧等があると更に実効性が高まるのではないかと考える。また、以上のような実践事例を市内の幼小中高へ発信するなどの工夫をしていただきたい。

着実な施策の推進のためには、計画的継続的な取り組みが必要である。例えば、男女共同参画推進校を指定し施策を推進したり、既存の研修会等にリンクさせて推進したりすることも考えられる。

また、通学合宿等の生活体験事業を実施することはコロナ禍の中では難しくなってきている。昨年度も宿泊施設のある3地域だけでなく、他地域でも行えるような内容の検討をお願いしたが、「家事への理解を深め、自主性や協調性を育む」という目的を達成できるような別事業へのシフトを検討していただきたい。

基本的施策③ 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策

【男女共同参画の実現に向けた市全体の統一されたデザイン】

男女共同参画に関連する相談（DV、ハラスメント、高齢者虐待、差別、ひとり親世帯の就労や生活に関すること等）に関して、これまで私たち審議会は市に対して、相談の間口を広くすること、そして相談員や関係職員の専門性を高くすることを訴えてきた。これらのこととがそれぞれの部門で実現されつつあることは高く評価したい。

その一方で、男女共同参画をいかに実現するかについての市全体の統一されたデザインがなされていないことは大きな問題である。ウェブサイトの相談窓口の案内は集約され市民にわかりやすいものになっているか、個別相談事例への対応は本当に適切であったかなど、情報共有という意味での各課の連携ではなく、より広い視点での問題共有と改善に向けた工夫をおこない、関係各課が同じ方向をむいて事業を推進していくような体制づくりをしてほしい。

基本的施策④ 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツの取り組みと子宮頸がん検診の啓発】

リプロダクティブ・ヘルス/ライツについては、女性だけでなく男性にも必要な知識であり、お互いが対等なパートナーシップを育むために必要だと考えている。

本来なら学童期より段階的に意識啓発の取り組みがなされるのが望ましいのだが、小学生に対しての学習会の実施は課題であった。

しかしながら、今年度からの国の取り組みである「生命(いのち)の安全教育」の対象は幼児期からなので、小学生以下に対する取り組みも進むと期待している。

なお、「10代・20代対象のリプロダクティブ・ヘルス/ライツセミナー」「中学生対象の性・生命の大切さを中心としたデートDV予防学習会」の開催などの取り組みは評価したい。

また、女性のがん検診受診の啓発では、20歳が対象となる子宮頸がん検診の無料クーポンの利用率が低いとの声もあるが、若い世代に重要性を理解してもらえるような工夫や手立てが必要だと考える。

基本的施策⑤ 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策

【ワーク・ライフ・バランスの推進と農業・自営業に従事する女性への支援】

就業分野における男女共同参画の推進は、男女ともに家庭と地域・就業における意欲・満足度を充実させ、地域全体を活性化するために重要な取り組みである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、企業や非正規雇用で働く人々に大きな打撃を与えており一方で、ワーク・ライフ・バランスやこれまでの働き方を見直す契機ともなり、企業・労働者双方の意識の変容が求められている。様々な制限があり、取り組みを進めることができ困難な状況ではあるが、継続して取り組んでいただきたい。

また、創業に関するきめ細かい支援は評価でき、農業・自営業に従事する女性への支援と合わせて、女性が地域社会で活躍し続けることができるよう、引き続き取り組みを進めていただきたい。

男性の育児休業については、取得日数が少ないとはいえるが、取得率が上がっており、職場環境づくりが効を奏していると考えられる。大崎市全体に波及することを期待する。

基本的施策⑥ 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策

【仕事と家庭の両立に向けた新しいサービスの創出】

雇用形態が多様化し、働き方の柔軟性は拡大したが、私たちの生活は安定したものになつたとは言えず、仕事と家庭の両立のためには子育て支援や介護サービスの充実がますます重要性を増している。「現状維持」でよしとするのではなく、市民のニーズの変化を先取りし、事業内容を切り替えたり新しいサービスを創出することに努めてほしい。昨年同様のコメントになるが、公平・公正なサービスの提供だけではなく、現状を変えていけるような発想の転換と新しい視点に基づく事業の展開が必要である。

基本的施策⑦ 男女共同参画の推進に関する調査及び研究

【総合的な視点による体制の見直し】

【生命（いのち）を守るプロジェクト】と【宝をつなぐプロジェクト】については、事業を継続するとともに、最終年次に向けて計画的な事業の実施をお願いしたい。府内ネットワークの構築に関しては、審議会がイメージしているものとは異なる方向に向かっているのではないかと危惧している。情報共有のためのネットワークではなく、市が取り組むべき男女共同参画の課題について分析したり、市民に対する支援体制について複数課が集まって評価検証するような、市全体のデザインをおこなうことが必要である。男女共同参画は市の全ての施策に関係するものであるから、男女共同参画推進室が積極的に主導権を握るべきである。「連携」の意味を改めて考え直し、総合的な視点から市の体制を見直してほしい。